

教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の 講座指定を希望される方へ

（教育訓練施設向けパンフレット）

内 容

I 教育訓練給付制度の概要 1
II 指定対象となる教育訓練 1
III 教育訓練給付金の支給の対象 となる教育訓練の指定基準 2
IV 指定に必要な手続 37
V 指定後に行う諸手続 42
VI 広告・募集時の留意点 45
VII 指定の取消し 48

厚 生 労 働 省

令和4年4月

目 次

I 教育訓練給付制度の概要 1
II 指定対象となる教育訓練 1
III 教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準 2
1 教育訓練実施者に求める要件について 7
2 教育訓練の適切な実施の管理について 8
3 厚生労働省が行う調査等・指導・助言について 9
4 非該当となる教育訓練実施者について 10
5 適正な事務等の実施について 11
6 指定対象となる教育訓練の内容・期間等について 12
・業務独占資格又は名称独占資格取得を訓練目標とする養成課程について 15
・専門学校の職業実践専門課程等について 16
・専門職学位課程について 16
・大学等の職業実践力育成プログラムについて 16
・情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程について 17
・第四次産業革命スキル習得講座について 18
・専門職大学等の課程について 18
・訓練期間等について 19
・通信制講座について 19
7 教育訓練の開始、修了及び検証等について 20
8 主任指導者について 23
9 教育訓練に使用する教材と費用等について 23
10 指定を希望する教育訓練の実績について 23
・業務独占資格又は名称独占資格取得を訓練目標とする養成課程について 25
・専門学校の職業実践専門課程等について 26
・専門職学位課程について 26
・大学等の職業実践力育成プログラムについて 26
・情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程について 26
・第四次産業革命スキル習得講座について 26
・専門職大学等の課程について 27
11 教育訓練の受講者要件について 27
12 教育訓練の受講費用について 27
13 教育訓練に関する事項の公開について 29
14 教育訓練の販売活動等について 32
15 特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の指定基準を満たさない講座について 34
16 附則等（指定期間等）について 35
IV 指定に必要な手続 37
1 必要書類、受付期間等について 37
2 指定を受ける単位について 40
V 指定後に行う諸手続 42
1 教育訓練実施者である法人の「変更」に関する手続 42
2 指定対象である講座の「変更」手続 42
3 現況報告書について 44
4 再指定申請手続 44
5 指定講座の廃止手続 45
VI 広告・募集時の留意点 45
1 指定講座の生徒募集上の留意点について 45
2 販売代理店等の活用に当たって 48
VII 指定の取消し 48

問合せ先一覧

- 厚生労働省は、教育訓練給付制度における講座の指定と必要な調査等を行います。
中央職業能力開発協会は、厚生労働省の委託を受け、各種の必要な書類の受付等と調査の一部を行います。
- 提出期限後に提出された書類は受け付けません（消印有効。ただし、随時申請事項を除く）。必要書類が不足している、未記入である等の場合は指定できませんので十分に御留意ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 指定等に必要な書類の提出先■ 指定等に必要な書類の記入方法について■ 既指定講座の移行、再指定、変更等の提出先・手続方法について■ 教育訓練講座検索システムの掲載内容について |
|--|

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

電話 03-6758-2828・2825・2824 FAX 03-3365-2716

所在地 〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア 11階

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">■ 教育訓練の指定基準について■ 教育訓練給付制度の講座に関すること（公表資料等）について■ 既指定講座の実施者である法人の合併等について |
|---|

厚生労働省 人材開発統括官

若年者・キャリア形成支援担当参事官室（中長期的キャリア形成支援係）

電話 03-5253-1111（5390・5398） FAX 03-3502-8932

所在地 〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">■ 教育訓練給付金の支給申請、証明書類に関することについて |
| 最寄りの公共職業安定所（ハローワーク） |

- 教育訓練給付制度に関するホームページ
制度概要や講座指定に関するQ&Aや様式等が掲載されています。
 - https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

〈教育訓練講座検索システム〉現在指定されている講座情報が掲載されています。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

はじめに

厚生労働省では、労働者の主体的な職業能力の開発及び向上の取組を支援し、その雇用の安定及び就職の促進を図るために、雇用保険の給付制度の一つとして「教育訓練給付制度」を運営しています。

このパンフレットは、本制度の対象となる教育訓練のうち、専門実践教育訓練の講座指定を希望する教育訓練施設の方に、講座指定に必要となる手続や指定後に必要となる事項等について案内するものです。

I 教育訓練給付制度の概要

- 教育訓練給付制度は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づき、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者、若しくは一般被保険者又は高年齢被保険者であった方が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座を受講し、修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一部を公共職業安定所（ハローワーク）から支給する制度です。
- 平成26年3月の雇用保険法改正により、キャリアアップ・キャリアチェンジして安定的に働くことができるよう教育訓練給付が拡充されました（平成26年10月1日施行）。
具体的には、雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者、若しくは一般被保険者又は高年齢被保険者であった方（支給要件期間が2年以上の方。2回目以降に受給する場合は、3年以上の方）が、中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する講座（以下「専門実践教育訓練」という。）を受ける場合には教育訓練経費の5割が支給され、資格取得等し、就職に結び付いた場合には教育訓練経費の2割が追加的に支給されることとなりました（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）。
- 専門実践教育訓練給付金の支給は、指定有効期間内に受講を開始した方が対象となります。例えば令和4年10月1日から指定を受けた場合、令和4年10月1日から令和7年9月30日までに受講を開始した方が教育訓練給付制度を利用できます。
- また、教育訓練給付金の支給対象者のうち、45歳未満の離職者であるなど一定の要件を満たした方は、専門実践教育訓練中に、失業の認定を受けた日について、離職前賃金に基づき算出した額（基本手当の80%）を2か月ごとに給付する「教育訓練支援給付金」を受給できる暫定措置（令和7年3月31日以前に受講を開始したものに限る。）が設けられています（以下の教育訓練支援給付金に関する記載については教育訓練支援給付金が受給できる場合についての説明です）。

II 指定対象となる教育訓練

教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練は、教育訓練を実施する者（以下「教育訓練実施者」という。）が選任する教育訓練施設の長を通じ、指定を希望する教育訓練講座に係る「専門実践教育訓練実施状況調査票（以下「調査票」という。）」等の必要書類を提出した場合であって、その内容が、後記Ⅲに記載された「雇用保険法第60条の

2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」（平成26年5月16日厚生労働省告示第237号。以下「指定基準」という。）に合致することが確認されるものです。

III 教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練の指定基準

○ 指定基準は次のとおりです。専門実践教育訓練は、この基準に沿って指定されるものであり、指定後この基準に適合しなくなったと認められるときは指定の取消し等となりますので、指定基準の趣旨・留意点を踏まえ、指定後も適正な講座運営を行ってください。

○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号）

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準

1 雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。
- 二 当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有するものであること。特に、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練（以下「特定一般教育訓練」という。）及び同条第二号に規定する専門実践教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する担当者が置かれていること。

三 厚生労働省が行う調査等に協力し、かつ、その指導及び助言に従うことであること。

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定（雇用保険法第六十条の二第一項の規定による指定をいう。以下同じ。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）であった者で、その取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であること。

ロ 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合においては、当該法人又は団体の役員のうちに、イに該当する者があること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であること。

五 教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施することであること。

2 雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、当該教育訓練の内容及び期間等が、次のいずれかに該当するものであること。

イ 雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練（以下「一般教育訓練」という。）については、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - (i) 趣味的又は教養的な教育訓練
 - (ii) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練

(iii) 職業に関する免許資格に係る試験又は検定の準備のための教育訓練のうち、当該教育訓練に係る免許資格又は検定が、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていないもの

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

(i) 公的職業資格（資格又は試験等であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。以下同じ。）又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするものであること。

(ii) (i)に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なものであること。

(3) 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学院の修士課程若しくは博士課程又は国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格に関する試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格に関する試験の一部免除となる課程（以下「養成課程」という。）については、三年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用しないものであること。

(i) 通学制 訓練期間が一月以上一年以内であり、かつ、受講時間が五十時間以上であること。

(ii) 通信制 訓練期間が三月以上一年以内であること。

□ 特定一般教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

(1) イ(1)(i)及び(ii)に該当するものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

(i) 公的職業資格のうち業務独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格をいう。以下同じ。）、名称独占資格（法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格をいう。以下同じ。）若しくは必置資格（業務独占資格及び名称独占資格以外のものであって、法令の規定により当該資格を有する者を業務のために使用される場所等に配置することが義務付けられている資格をいう。以下同じ。）の取得を訓練目標とする養成課程又は公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする課程であること（速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして、厚生労働省人材開発統括官（以下「人材開発統括官」という。）の定める公的職業資格のうち業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格の取得を訓練目標とする養成課程に準ずるものと含む。）。ただし、ハ(2)(i)に該当するものを除く。

(ii) 情報通信技術に関する資格のうち中長期的なキャリア形成に資するもの（以下「高度情報通信技術資格」という。）又は速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練目標とする課程であること。ただし、ハ(2)(v)に該当するものを除く。

(iii) 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の特別の課程（同法第百五条（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したもの又は同法に基づく専修学校の特別の課程（同法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成三十年文部科学省告示第百七十号）に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであって、かつ、速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであること。ただし、ハ(2)(ii)及び(iv)に該当するものを除く。

(3) 次に掲げる訓練内容の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものであること。ただし、養成課程については、三年以内とし、かつ、訓練の期間及び時間の下限を適用し

ないものであること。

(i) 通学制 訓練期間が一月以上一年以内であり、かつ、受講時間が五十時間以上であること。

(ii) 通信制 訓練期間が三月以上一年以内であること。

ハ 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

(1) イ(1)(i)及び(ii)に該当するものでないこと。

(2) 次のいずれかに該当するものであること。

(i) 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、一年以上三年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること（中長期的なキャリア形成に資するものとして、人材開発統括官の定める訓練期間が一年未満の養成課程及び三年を超える四年以内の養成課程を含む。）。

(ii) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの又は同法に基づく専修学校の専門課程若しくは特別の課程のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであって、職業実践専門課程にあっては当該教育訓練の期間が二年であり、キャリア形成促進プログラムのうち専門課程にあっては当該教育訓練の期間が一年以上二年未満であり、キャリア形成促進プログラムのうち特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年未満のものであること。

(iii) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が二年以内（資格の取得につながるものにあっては、三年以内でその取得に必要な最短の期間）であること。

(iv) 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第百十九条に規定する専攻科の課程を含む。以下この(iv)及び第二項第五号口(6)において同じ。）又は特別の課程のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が一年以上二年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。

(v) 高度情報通信技術資格として人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であり、当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が、人材開発統括官が定める要件を満たすこと。

(vi) 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成二十九年経済産業省告示第百八十二号）に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が三十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。

(vii) 学校教育法に基づく専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科の課程を除く。以下この(vii)において同じ。）、同法第百四条第一項に規定する大学が大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に基づき設置する専門職学科の課程又は同法第百四条第五項に規定する短期大学が短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）に基づき設置する専門職学科の課程であって、専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程にあっては当該教育訓練の期間が四年以内であり、専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程

にあっては当該教育訓練の期間が三年以内のものであること。

二 教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。

ロ 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。

ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給付金等の支給の期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。

二 当該教育訓練を修了した者における目標資格等（当該教育訓練がその取得を目標とする公的職業資格又は学位等をいう。以下同じ。）に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。

三 当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。

四 当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。

五 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること。また、再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があるものであること。

ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第一号ロ(2)(i)及び(ii)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(2) 第一号ロ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(3) 第一号ハ(2)(i)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(4) 第一号ハ(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(5) 第一号ハ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第百九条第二項及び第三項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(6) 第一号ハ(2)(iv)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績（大学院における正規の課程にあっては、訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績）からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(7) 第一号ハ(2)(v)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(8) 第一号ハ(2)(vi)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(9) 第一号ハ(2)(vii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第百九条第二項及び第三項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

六 当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。

七 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料（雇用保険法第六十条の二第四項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。）の合計額が二万五円以上であること。
- ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。
- ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の支給の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。
- 八 教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。
- (1) 当該教育訓練に関する次に掲げる事項
 - (i) 当該教育訓練の内容及び目標
 - (ii) 当該教育訓練の受講者となるための要件
 - (iii) 当該教育訓練の受講の実績
 - (iv) 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法
 - (v) 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法
 - (vi) 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法
 - (vii) 当該教育訓練の目標の達成の状況
 - (viii) その他必要な事項
 - (2) 当該教育訓練の目標に関する情報
 - (3) 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項
 - (4) 当該教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。）の氏名及び所属（法人又は団体にあっては、名称及び所在地）
 - (5) その他必要な事項
- ロ イ(1)及び(3)に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されることであること。
- 九 当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。
- イ 次に掲げる全ての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。
- (1) 当該教育訓練に係る販売活動等（販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下同じ。）の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。
 - (2) 口に規定する窓口の業務を監督すること。
 - (3) ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。
 - (4) その他適正な販売活動等の実施を確保すること。
- ロ 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるための窓口が設けられていること。
- ハ 販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。
- (1) 販売代理店契約の締結時等における厳正な審査
 - (2) 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備
 - (3) 販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知
 - (4) 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類の入手
 - (5) 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導
 - (6) その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置
- 二 当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。
- (1) 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。
 - (2) その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

十 一般教育訓練については、当該教育訓練の内容及び期間等が第一号イ及びロのいずれにも該当する場合又は同号イ及びハのいずれにも該当する場合には、当該教育訓練の実績が第五号ロ（1）から（9）までのいずれかに該当するものでないこと。

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から適用する。

附 則（平成二七年厚生労働省告示第四二三号）

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年厚生労働省告示第二〇七号）

この告示は、平成二十八年十月一日から適用する。

附 則（平成二九年厚生労働省告示第一八〇号）

1 この告示は、平成二十九年十月一日から適用する。

2 第二項第五号イ後段に規定する教育訓練給付金の支給実績があることについては、当分の間、厚生労働省人材開発統括官が定めるところにより、当該教育訓練の前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいることをもってこれに代えることができる。

前 文（抄）（平成二九年厚生労働省告示第二四七号）

平成二十九年七月十一日から適用する。

附 則（平成二九年厚生労働省告示第三二四号）

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の規定及び附則第二項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年厚生労働省告示第三三六号）

平成三十一年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十一年厚生労働省告示第八六号）

平成三十一年十月一日から適用する。（略）

前 文（抄）（令和二年厚生労働省告示第六七号）

令和二年十月一日から適用する。

○ 専門実践教育訓練の指定基準における趣旨や留意点は次のとおりです。

- 1 雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。
 - 一 当該教育訓練を継続的に安定して遂行する能力を有するものであること。

【趣旨】

専門実践教育訓練を実施する者（以下「専門実践教育訓練実施者」という。）が行う教育訓練について、当該教育訓練実施者が運営する施設のこれまでの運営実績等からみて、将来にわたって継続的かつ安定した事業運営の下、教育訓練を行うことが可能であると確実に認められる者であることが必要です。

【留意点】

- ① 専門実践教育訓練実施者については、事業の継続性及び安定性を確実なものとする観点から、法人である者に限ります（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）上の個人設置の専修学校又は各種学校であって、都道府県知事の設置認可を受けた教育訓練実施者についてはこの限りではありません。以下同じ。）。
 - ② 専門実践教育訓練実施者が教育訓練事業（主体的に教育訓練を実施していることが必要です。）を開始した日以降調査票提出日までに、定款等に記載の営業年度で実際に1営業年度以上の事業実績を有し、かつ、その間継続的に安定して運営されていることが必要です。
- 営業年度とは、定款等に記載されている会計年度等がこれに当たります。例えば、営業年度（会計年度）が4月1日から3月31日までの教育訓練事業者が10月に指定申請をする場合、前年の4月1日以前に教育訓練事業を開始している必要があります。
- ③ 専門実践教育訓練実施者は、破産、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、金融機関との取引停止がなされる原因となる不渡り手形の発生等、倒産のおそれがないものであることが必要であり、当該事実が生じた場合は、指定の取消し等となります。
 - ④ 専門実践教育訓練実施者は、厚生労働省が貸借対照表、預貯金残高証明書、固定資産税の評価額証明書等、資産の実在を客観的に確認できる資料の提出を求めた場合、調査等に協力することが必要です。

二 当該教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有すること。特に、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第一百一条の二の七第一号の二に規定する特定一般教育訓練（以下「特定一般教育訓練」という。）及び同条第二号に規定する専門実践教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）については、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる当該教育訓練の適正な実施の管理に関する専任の責任者、苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行する担当者及び受講者からの手続に関する問合せ等に常時対応する担当者が置かれていること。

【趣旨】

専門実践教育訓練実施者は教育訓練を適切に運営できる組織体制が整備されていることが必要です。必要な従業員数を備えており、教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を所有している又は賃貸借契約等に基づき、常に使用できる状態に置いている必要があります。

なお、専門実践教育訓練実施者については日本国内の法人であり、また教育訓練施設も日本国内に設置される施設であることが必要です。

また、専門実践教育訓練実施者は、当該教育訓練が行われる施設ごとに、当該訓練の適正な実施を管理するものとして、専門実践教育訓練実施者が指名した専任の責任者（以下「施設責任者」という。）、受講者等からの苦情を処理する者及び訓練受講者から手続に関する問合せ、訓練受講状況の確認等に常時対応する窓口となる事務担当者を配置することが必要です。

【留意点】

教育訓練を実施する上で必要となる教室、設備、備品等を賃借する場合、当該施設等を賃借する際に締結した賃借契約書等をもって客観的に事実が確認が必要です。

また、施設責任者は専任（他の教育訓練施設の施設責任者を兼務することはできません。）であり、施設責任者と専門実践教育訓練実施者との間に直接の雇用関係があることが必要です。苦情を処理する者については、指導者を兼務できません。加えて、苦情を処理する者についても専門実践教育訓練実施者との間に直接の雇用関係にあることが必要です。

さらに、専門実践教育訓練実施者は、当該教育訓練を主体的に運営する組織体制となっている必要があり、適切と認められるか否かの疑義が生じた場合は、客観的に適切であるものであると確認が必要です。

三 厚生労働省が行う調査等に協力し、かつ、その指導及び助言に従うものであること。

【趣旨】

専門実践教育訓練実施者は、教育訓練給付制度の適正な実施を確保するため、厚生労働省が行う調査や報告の求め等に対して、適切に協力する者であるとともに、厚生労働省が指導又は助言を行った場合には、それを遵守する者であることが必要です。

【留意点】

- ① 専門実践教育訓練実施者においては、運営する教育訓練施設の所在地の変更、指定講座の廃止、教育訓練経費の変更をする場合等、必要な手続が発生した際には、速やかに所要の手続をとることが必要です。
- ② 専門実践教育訓練実施者は、各教育訓練の実績等の情報を、それぞれ別に定める事項（雇用保険法第76条第2項に基づく報告又は文書（以下「現況報告書等」という。））により、定期的に厚生労働省に報告することが必要です。なお、この報告に虚偽の記載をした場合や報告を怠った場合等には、指定の取消し等となります。また、報告については、恣意的なものであってはならず、社会通念等に照らし明らかに恣意的なものについては、虚偽の記載と判断しますので御留意ください。なお、訓練目標資格等に関して、著しくこれらの実績が悪い教育訓練については、その理由や改善方策その他の検証の結果等について報告を求める場合があります。
- ③ 当該調査や報告等への協力を忌避した場合、厚生労働省が行う指導及び助言等に従わなかった場合、又は当該定期報告や変更手続を怠った場合等には、専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる専門実践教育訓練実施者として不適格と判断され、指定の取消し等となる場合があります。

また、教育訓練施設所在地変更の場合において、届出を怠ったことにより厚生労働省が送付した文書が未達となったときは、指定の取消し等となりますので御留意ください。

- ④ 厚生労働省に当該講座の入講者、修了者、専門実践教育訓練給付金を受給する受講者等の「講座受講時の職業・職種」「資格取得後の待遇の変化」「資格取得後の就職先」等必要な事項について報告をしていただきますので御留意ください。

四 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 当該教育訓練の運営における不適正な行為等により指定（雇用保険法第六十条の二第一項の規定による指定をいう。以下同じ。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人又は団体である場合においては、当該取消しの理由となった事実があったときに、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）であった者で、その取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であること。
- ロ 当該教育訓練を実施する者が法人又は団体である場合においては、当該法人又は団体の役員のうちに、イに該当する者があること。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育訓練を実施する者として著しく不適当であると認められる者であること。

【趣旨】

当該専門実践教育訓練実施者が教育訓練を適正に運営できる者であることが必要です。このため、専門実践教育訓練実施者は、調査票提出日から起算して5年前から当該調査票に係る指定開始日の前日までの間又は講座の指定を受けている間において、不適正運営等による指定取消しを受けたことがない者等であることが必要です。

【留意点】

- ① ハの「著しく不適当であると認められる者」としては、次の(ア)から(エ)までのような場合が該当します。
 - (ア) 調査票提出日から起算して5年前から当該調査票に係る指定開始日の前日までの間又は講座の指定を受けている間において、国の助成金制度に関して不正が認められた場合
 - (イ) 調査票提出日から起算して5年前から当該調査票に係る指定開始日の前日までの間又は講座の指定を受けている間において、国又は地方公共団体による許認可の取消しや事業停止命令等、重大な不利益処分を受けた場合
 - (ウ) 法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）の中に、(ア)又は(イ)に該当する別の法人若しくは団体の役員であった者（当該団体に(ア)又は(イ)に該当する行為があった時点において役員であった者に限る。）又は現に役員である者がいる場合
 - (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる者のほか、これらに準ずる著しく不適当な事実が明らかになった場合
- ② 当該専門実践教育訓練を実施しようとする者は、その調査票及び法人登記事項証明書に記載されている役員について、上記に該当する者が含まれていないことを明らかにすることが必要です。
- ③ 不正や処分期間中であることその他の処分に関する事案について調査票提出時に記載がなく、指定後にその事実が発覚した場合は指定の取消し等となる場合がありますので御留意ください。

五 教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施すること。

【趣旨】

現在の雇用情勢において、離職者の早期再就職や労働者の職業能力の開発及び向上を支援することに対するニーズは極めて高く、行政だけではなく、民間も持てるノウハウを発揮し、これらに取り組むことが必要です。

専門実践教育訓練に係る給付制度（以下「専門実践教育訓練給付制度」という。）は、労働者個人に対し、職業能力の開発及び向上に関する意欲を高めるとともに、職業能力の開発及び向上を効果的・効率的に行うための学習手段を示し、雇用の安定と再就職促進を図ろうとする政策目的を持つ制度であり、指定基準はこの制度における専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる専門実践教育訓練講座を指定するためのものです。したがって、専門実践教育訓練給付制度の適正な実施を確保し、雇用の安定と再就職の促進に資するため、専門実践教育訓練実施者は専門実践教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施する者であることが必要です。

【留意点】

- ① 講座指定を希望する際に提出する専門実践教育訓練実施状況調査票をはじめとする全ての必要書類については、専門実践教育訓練実施者がその内容に誤りのないことを確認した上で提出してください。また、虚偽の記載があった場合は指定が受けられず、指定後に虚偽の記載があったことが認められた場合には指定の取消し等となりますので、御留意ください。
- ② 専門実践教育訓練実施者は、専門実践教育訓練給付の受給を希望する受講者に対し、受講前に、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証が交付されているか確認することが必要です。

また、受講証明書（支給単位期間（原則6か月）ごとに講座の受講状況及び訓練の到達状況を証明）、教育訓練支援給付金受講証明書（支給単位期間（原則2か月）ごとに講座の受講状況を証明）、専門実践教育訓練修了証明書や領収書を適正に発行するとともに、教育訓練給付金支給申請書及び教育訓練支援給付金受講証明書の交付や、公共職業安定所（ハローワーク）への申請方法及び申請期限を周知するなど、専門実践教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施し、制度の適正な運営に関して、公共職業安定所（ハローワーク）及び関係機関に対して協力することが必要です。専門実践教育訓練給付金は、指定講座について専門実践教育訓練実施者が発行する受講・修了証明書及び領収書がなければ給付されないものであり、適正な講座運営のみならず給付の観点からも、受講者の本人確認、受講状況等の進捗管理、教育訓練受講・修了証明書、領収書等について適正な管理が必要です。教育訓練支援給付金についても、講座の受講状況について専門実践教育訓練実施者が証明する教育訓練支援給付金受講証明書がなければ給付されないものであり、受講者の受講状況、教育訓練支援給付金受講証明書等についての適正な管理が必要です。

したがって、指定講座について専門実践教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の不正受給事案が発生した場合には、これらの管理が適正になされていたか等について調査を行い、指定の取消しを含めた厳正な対処を行うこととなりますので御留意ください。

特に、受講者に対する教育訓練受講・修了証明書を不正に発行した場合や、実際に

受講者が納付した額と異なる額を記載した不適正な領収書の発行等があった場合、専門実践教育訓練給付金の不正受給を前提とする広報活動等、専門実践教育訓練給付金の不正受給を誘発するような行為が確認された場合には、実際の不正受給の有無にかかわらず、指定の取消し等となります。

なお、雇用保険法第10条の4第2項の規定により、専門実践教育訓練給付金の不正受給を帮助、教唆等し、その手段として虚偽の届出、報告又は証明等を行った専門実践教育訓練実施者は、不正受給を行った者と連帶して不正に受給した額の返還に加え当該額の2倍の金額の納付を命じられることがあります。

- ③ 指定基準の趣旨、内容に抵触し又は他の法令に違反するおそれのある方法で過剰な勧誘活動や事実と異なる広報活動を行うなどの問題が認められた場合には、指定されない又は指定の取消し等となりますので御留意ください。例えば、「厚生労働省指定（認定）校」など厚生労働省の関係機関等であると誤解を生じさせるおそれのある表示や指定を受けていない専門実践教育訓練講座が指定されているという誤認を生じさせるおそれのある表示、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に違反するおそれのある方法による勧誘活動を行うなどの問題が認められた場合には、指定されない又は指定の取消し等となります。
- ④ 専門実践教育訓練給付制度の適正な実施を図るためにには、この基準の趣旨や内容を遵守するとともに、再就職や資格取得等の目標達成に向けた具体的な支援策を講ずることができる体制を整備することが必要です。例えば、教育訓練給付制度担当窓口の設置や再就職相談支援部署の設置等が想定されます。また、求人募集等の職業関連情報の提供、関連講座の案内、資格・免許関連情報、受講修了者の体験談の提供等の支援措置が考えられ、これら具体的な支援措置の実施が求められます。

その他、専門実践教育訓練実施者は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第2条第5項に規定するキャリアコンサルティングを行う者として、同法第30条の3に規定するキャリアコンサルタントを施設内に配置すること等により、受講者の個々の実情に応じたきめ細かな相談支援等を行えるような体制の整備に努めることが必要です。

2 雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 当該教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであって、当該教育訓練の内容及び期間等が、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 雇用保険法施行規則第一百一条の二の七第一号に規定する一般教育訓練（以下「一般教育訓練」という。）については、次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 次のいずれにも該当するものでないこと。
 - (i) 趣味的又は教養的な教育訓練
 - (ii) 入門的又は基礎的な水準の教育訓練
 - (iii) (略)
 - (2) (3) (略)
 - ロ (略)
- ハ 専門実践教育訓練については、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) イ (1) (i) 及び (ii) に該当するものでないこと。
- (2) 次のいずれかに該当するものであること。
- (i) 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程であって、当該教育訓練の期間が、一年以上三年以内であり、かつ、当該資格の取得に必要な最短の期間であること（中長期的なキャリア形成に資するものとして、人材開発統括官の定める訓練期間が一年未満の養成課程及び三年を超える四年以内の養成課程を含む。）。
- (ii) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成二十五年文部科学省告示第百三十三号）に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの又は同法に基づく専修学校の専門課程若しくは特別の課程のうち専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程に基づき文部科学大臣がキャリア形成促進プログラムとして認定したものであって、職業実践専門課程にあっては当該教育訓練の期間が二年であり、キャリア形成促進プログラムのうち専門課程にあっては当該教育訓練の期間が一年以上二年未満であり、キャリア形成促進プログラムのうち特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年未満のものであること。
- (iii) 学校教育法に基づく専門職大学院の専門職学位課程であって、当該教育訓練の期間が二年以内（資格の取得につながるものにあっては、三年以内でその取得に必要な最短の期間）であること。
- (iv) 学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第百十九条に規定する専攻科の課程を含む。以下この(iv) 及び第二項第五号口(6)において同じ。）又は特別の課程のうち、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程に基づき文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、正規の課程にあっては当該教育訓練の期間が一年以上二年以内のものであり、特別の課程にあっては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。
- (v) 高度情報通信技術資格として人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程であり、当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものの取得を訓練の目標とする課程については、当該教育訓練の期間及び時間が、人材開発統括官が定める要件を満たすものであること。
- (vi) 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成二十九年経済産業省告示第百八十二号）に基づき経済産業大臣が第四次産業革命スキル習得講座として認定したものであって、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして人材開発統括官が定める基準に該当するものであり、当該教育訓練の時間が三十時間以上かつ期間が二年以内のものであること。
- (vii) 学校教育法に基づく専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科の課程を除く。以下この(vii)）

において同じ。）、同法第百四条第一項に規定する大学が大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に基づき設置する専門職学科の課程又は同法第百四条第五項に規定する短期大学が短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）に基づき設置する専門職学科の課程であって、専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程にあっては当該教育訓練の期間が四年以内であり、専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程にあっては当該教育訓練の期間が三年以内のものであること。

【趣旨】

質の高い安定した雇用につながり、効果が持続し能力を発揮し続けられる、すなわち中長期的なキャリア形成に資する教育訓練講座を指定するため、専門実践教育訓練については、就職可能性が高い仕事において必要とされる能力の教育訓練、及びその効果がキャリアにおいて長く生かせる能力の教育訓練であることが必要です。

【留意点】

① 趣味的・教養的な教育訓練について

専門実践教育訓練は、労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であって、労働力需給の状況に鑑み、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要と認められる教育訓練であることが必要です。職業との関連が希薄なもの及び職業に生かすことが困難なものは専門実践教育訓練の指定の対象とはなりません。

② 入門的・基礎的な水準の教育訓練について

高等学校の課程で修得できる水準や、一般ビジネス社会において通常の事務処理として行われている基礎的なパソコン操作技能程度の講座は自学自習の域を出るものではなく、真に職業に役立つものとはいえないことから、専門実践教育訓練の指定対象とはなりません。

指定希望講座の取得目標となる資格試験等に複数のレベルが設定されている場合、入門的又は基礎的なレベルを取得目標とした講座は指定の対象となりません（例えば、資格試験等の中で最下級レベルが入門的又は基礎的なレベルである場合、当該資格を取得目標とした講座は原則として指定の対象とはなりません）。

③ 制度目的外利用者（趣味的・教養的受講者）の除外等のための措置について

(ア) 指定講座ごとに受講者要件の設定が必要です。

制度目的外利用（趣味的・教養的受講者）を除外し、受講希望者が想定した内容と隔たりのない講座が選択できるようにするための措置です。

具体的な受講者要件としては、

- a. 講座内容に関連する業務に係る実務経験を有する又は現に従事している
- b. 講座による習得知識・技能が必要となる職業に就くことを希望している
- c. 一定程度以上の知識・技能を有し、訓練目標の受験資格等に照らして受講修了により資格取得が見込まれるものである

等により設定することが必要です。

(イ) 専門実践教育訓練実施者は、受講希望者が受講者要件に適合しているか否かについて適切に確認することが必要です。具体的には、専門実践教育訓練給付の利用を予定する者について、

- a. 知識・技能、実務経験又は受講動機等の把握及び受講者要件適合の有無を確認すること
 - b. 受講者要件に適合しない場合はその旨を受講希望者に説明し、適切な講座選択を促すよう努めること
- が必要です。

この他、必要に応じ、受講開始前に知識又は技能レベルを把握する試験の実施等の措置を講じるよう努めてください。

④ 複数の課程に該当する講座について

第1号ハ（2）（i）から（vii）までの複数の課程に該当する場合には、教育訓練実施者においていずれか一つの課程を選択して手続を行うことが必要です。

⑤ 公的職業資格について

公的職業資格とは、職業に関連する公的資格・試験等であって、国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令に基づいて実施する資格・試験等であり、いわゆる国家資格のほか、法令に明確に規定されている免許の取得や研修の修了が該当します。

⑥ 業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程について

業務独占資格とは、資格取得者以外の者に当該資格に係る業務の従事が法令で禁止されている資格、名称独占資格とは、資格取得者以外の者にその資格の名称の使用が法令で禁止されている資格をいいます。

なお、業務独占資格又は名称独占資格のいずれにも該当しない必置資格（法令の規定により当該資格を有する者の業務のために使用される場所等に配置することが義務付けられている資格）については、指定の対象とはなりません。

養成課程とは、国若しくは地方公共団体の指定等を受けて実施される当該教育訓練の修了により公的職業資格を取得できる課程、公的職業資格試験の受験資格を取得できる課程又は公的職業資格試験の一部免除となる課程をいいます。事前に、国又は地方公共団体の指定等を受けていることが必要であり、国又は地方公共団体の指定書等の写し等で確認が必要です。

なお、専門実践教育訓練においては、業務独占資格又は名称独占資格の取得を目標とする教育訓練であっても、養成課程ではなく、国家試験等の受験対策のみを目的とした教育訓練については、指定の対象とはなりません。

訓練期間は、1年以上3年以内であり、かつ当該資格の取得に必要な最短の訓練期間・時間であることが必要です。ただし、人材開発統括官の定める訓練期間が1年未満の養成課程として、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等において実施する課程、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等において実施する課程、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の4第1項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた講習、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和26年運輸省令第91号）第56条第1号に規定する第一種養成施設において実施する課程、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号に規定する養成施設等において実施する課程であり、かつ、当該教育訓練の時間が120時間以上の課程、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の3第4号に規定する管理栄養士養成施設において実施する課程並びにこの⑥に規定する養成課

程について定める法令の規定により当該教育訓練に必要な最短の期間が3年とされている養成課程であって定時制（この⑥に規定する養成課程について定める法令等に規定する定時制及びこれに類するものをいう。以下同じ。）の課程により当該教育訓練の期間が3年を超える4年以内となる養成課程を含みます。

また、特別の理由により、最短の期間として、上記の考え方により難い場合には、その旨証明する書類を併せて提出してください。

なお、特別の理由としては、昼間課程における最短の期間ではなく、定時制の課程により最短の期間として1年以上3年以内の訓練期間を採用すること等を想定しているものであり、資格取得に直接つながらない講義（時間）を認めるものではありません。このため、資格取得に直接つながらない講義（時間）に相当する授業料・実習費用等を学則等で定める授業料等から控除して、教育訓練給付金の支給対象経費として申請してください。

⑦ 専門学校の職業実践専門課程等について

専門学校の職業実践専門課程等とは、職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム（以下「職業実践専門課程等」という。）を言います。

専門学校の職業実践専門課程とは、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられるよう教育訓練を編成したものとして、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が認定した課程であり、訓練期間が2年の課程が指定の対象となります。

また、専門学校のキャリア形成促進プログラムとは、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられるよう教育訓練を編成したものとして、専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成30年文部科学省告示第170号）に基づき文部科学大臣が認定した課程であり、専門課程にあっては訓練期間が1年以上2年未満、特別の課程にあっては訓練時間が120時間以上かつ期間が2年未満の課程が指定の対象となります。

⑧ 専門職学位課程について

専門職学位課程とは、高度で専門的な職業能力を有する人材の育成に目的を特化した課程として、実践的な教育、実務家教員の配置等の要件を満たす学校教育法に基づく専門職大学院の課程であり、訓練期間が2年以内、法科大学院にあっては3年以内であって資格取得に必要な最短の期間の課程が指定の対象となります。

⑨ 大学等の職業実践力育成プログラムについて

大学等の職業実践力育成プログラムとは、大学等における社会人の学び直しを推進するため、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムとして、大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成27年文部科学省告示第124号）に基づき文部科学大臣が認定した課程であり、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するものが指定の対象となります。

- (ア) 訓練期間について、正規の課程（専攻科及び別科を含む。）にあっては1年以上2年以内、特別の課程（履修証明プログラム）にあっては120時間以上かつ2年以内の課程であること
- (イ) 中長期的なキャリア形成に資するものとして、次のa又はbのいずれかに該当すること。

- a. 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること
- b. キャリア形成上課題を有する労働者層の課題に即した就職促進・キャリア形成に資するものであること

(イ) 中「a. 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること」については、教育課程の内容を通じて実践的職業能力を習得することができる特定の職業について、日本標準職業分類小分類等を参考に、可能な限り具体的に記載することが必要です。専ら起業・ボランティアに係る能力習得に資するものや専ら雇用保険被保険者となり得ない公務員等として就くことが見込まれる職業の能力習得するもの等は、指定対象となりません。

また、「b. キャリア形成上の課題を有する労働者層の課題に即した就職促進・キャリア形成に資するものであること」については、非正規労働者や子育て女性等、可能な限り具体的に対象とする労働者層を特定した上で、当該労働者層固有のキャリア形成上の課題に即した教育課程であることについて、可能な限り具体的に記載することが必要です。

なお、いずれの要件をもって申請を行うかは申請者の自由ですが、専門実践教育訓練については、上記基準により職業実践力育成プログラムとは別に審査を行うため、職業実践力育成プログラムの申請内容（特に様式1中10から12まで）との整合性を確保しつつ、必要に応じて対象者や教育課程等をより具体的に記載することが必要です。

⑩ 情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程について

情報通信技術に関する資格であって、中長期的なキャリア形成に資するもの（以下「高度情報通信技術資格」という。）の取得を訓練の目標とする課程が指定の対象となります。

高度情報通信技術資格については、目標とする資格が、要求された業務を独力で遂行できる応用的なレベルの知識及び技能が習得されていることを確認できるものであることが求められます。具体的な判断に当たっては、経済産業省が公表している「ITスキル標準（ITSS）」において「要求された作業を全て独力で遂行する」ことができることとされているレベル3相当以上のものが対象となります。NPO法人スキル標準ユーザー協会において作成されている「ITSSキャリアフレームと認定試験・資格とのマップ」を参照してください。

なお、当該課程においては、情報通信技術が様々な産業活動と密接に関連し、現実に複合的な職務・職種が存在することから、情報通信技術そのものに関する資格を対象とすることを前提に、プロジェクトマネジメント等の情報通信技術と組み合わせて活用することで中長期的なキャリア形成により一層資する関連知識・技能について評価する資格試験・教育訓練についても併せて教育訓練を行うことが可能です。

また、課程の訓練時間・期間については、訓練時間が120時間以上かつ訓練期間が2年以内であることが必要です（なお、レベル3相当の課程であって、50時間以上120時間未満のものについては、特定一般教育訓練の対象となります）。あわせて、訓練時間・期間については、目標資格の取得等の訓練目標に直接関係ない時間が含まれてはいけません。

ただし、高度情報通信技術資格のうち、特に高度な専門的知識及び技術に関する資格の取得を訓練の目標とする課程については、上記の訓練時間・期間に関わらず、一定以上の訓練時間を有していれば良いこととなります。具体的には、「ITスキル標準

（ITSS）」において「プロフェッショナルとしてスキルの専門分野が確立し、自らのスキルを活用することによって、独力で業務上の課題の発見と解決をリードする」ことができることとされているレベル4相当以上の課程については、訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のものが対象になります。

この訓練時間・期間を満たすものであっても、試験対策講座を単に複数組み合わせて行う講座は対象にはなりません。

例) （試験直前対策講座（3H）+模擬試験（5H）+解説（2H））+・・・+・・・
+（試験直前対策講座（3H）+模擬試験（5H）+解説（2H））

計4回の試験対策講座を併せ、合計150時間の講座としても認められない。

⑪ 第四次産業革命スキル習得講座について

第四次産業革命スキル習得講座とは、第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程（平成29年経済産業省告示第182号）に基づき経済産業大臣が認定した教育訓練であり、中長期的なキャリア形成に資するものとして次の（ア）から（ウ）までのいずれにも該当するものであって、かつ、当該教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定の対象となります。

（ア） ITスキル標準レベル4相当のレベル以上であることを客観的に測定するための指標・審査体制等が整っていると認められる分野の教育訓練であること。具体的には次のいずれかに該当する教育訓練であること。

- ・ 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程第2条第一号イ（情報処理の知識及び技術に関するもの）に該当する教育訓練
- ・ 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程第2条第一号ロ（情報処理の知識及び技術の他の分野への活用に関するもの）に該当する教育訓練のうち自動車モデルベース開発、自動運転、又は生産システム設計分野における情報処理の知識及び技術の活用に関するもの

（イ） 当該教育訓練を通じて習得する知識・技術がいかなる業種・職種において、どのように活用可能かが明らかなものであること。

（ウ） 企業からの送り出しによる者のみを対象とする教育訓練や、専ら起業人材の育成を目的とする教育訓練でないこと。

（イ）については、教育訓練を通じて習得するどのような知識・技術がいかなる業種・職種において、どのような場面で活用可能かについて、可能な限り具体的に記載することが必要です。マネジメントやコーチングの方法等に重点を置いた講座その他個人で受講することによる具体的なキャリア形成上の効果が不透明な講座については指定対象なりません。

⑫ 専門職大学等の課程について

専門職大学等の課程とは、学校教育法に基づく専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科の課程を除く。）、同法第104条第1項に規定する大学が大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に基づき設置する専門職学科の課程又は同条第5項に規定する短期大学が短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）に基づき設置する専門学科の課程（以下「専門職大学等の課程」という。）をいいます。

専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程にあっては訓練期間が4年以内であり、専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程にあって

は訓練期間が3年以内のものについて、指定の対象となります。

⑬ 訓練期間等について

専門実践教育訓練講座の訓練期間及び時間は、各類型において個別に定めるところとなります。なお、専門実践教育訓練の指定を希望する際には、調査票提出日において国又は地方公共団体の許認可・指定を受けている（専門学校のキャリア形成促進プログラム、大学等の職業実践力育成プログラム及び第四次産業革命スキル習得講座については、申請中である場合も含む。）ことが必要であり、国又は地方公共団体の認可書又は指定書の写し等で確認できることが必要です。認定等を証する書類が存在しない場合は、公的機関が公表している資料の写し等を提出するなど、認定等を受けていることを確認できるようにしてください。

教育訓練の訓練効果を得るために、教育訓練の課程が適切に編成されている必要があることから、教育訓練講座の訓練期間やカリキュラムとして組まれるべき総訓練時間はあらかじめ定められている必要があります。

なお、通学制において、昼休み（昼食時間）など明らかに訓練が行われていない休憩時間（訓練（授業）間の5分ないし10分程度の短時間の休憩、移動の時間は除く。）は当然ながら、受講開始日の前後に行われる一般的な受講時のガイダンスやオリエンテーション等、あらかじめ掲げた訓練目標に直接関係のない時間や、指定された講座のカリキュラムに必要不可欠ではない時間については、指定に際して明確にする講座の訓練期間、総訓練時間には含まれません。

⑭ カリキュラムについて

教育訓練目標として設定された資格・検定等と指定希望講座のカリキュラムに整合性が認められない場合は、訓練効果が明確に測定できないことから指定されません。

⑮ 採用試験対策講座について

公務員試験対策講座や教員採用試験対策講座等、採用試験を目標とする教育訓練は、訓練効果が明確に測定できないため、指定の対象とはなりません。

⑯ 医療・美容関連の教育訓練について

医療、美容等身体・精神に直接施術・作用する内容が含まれる教育訓練については、安全性・効果が確保されている必要があることから、公的職業資格の取得を目標とする国又は地方公共団体の許認可・指定を受けて実施される教育訓練のみが指定の対象となります。

⑰ 夜間の教育訓練について

夜間課程の教育訓練であっても専門実践教育訓練の指定対象となり得ますが、訓練期間については、⑥から⑫までにある期間内にあるものとなります。

⑱ 通信制講座について

通信制講座については、次の(ア)から(オ)までのいずれにも該当することが必要です。

なお、電子メールやWebを使って宿題や提出物等を提出するときにのみインターネット環境を補充的に利用する場合は、ここにいう通信制には該当しません。

また、次のa又はbのいずれかに該当する場合には、通学制と同様の教育効果を有すると認められることから、指定基準が追加される対象である通信制には該当しません。

a 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、講座を行う教室等以外の教室、

研究室又はこれらに準ずる場所において履修させるもの

b 毎回の講座の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において受講者

に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後速やかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する受講者との意見交換の機会が確保されているもの
さらに、通学制と併存させて一部通信制を実施している場合には、通学の部分において教育訓練の質を的確に把握することができるため、次の(ア)から(オ)までを満たしていることは不要ですが、通信の部分においてこれらを満たしていることが望ましいことに変わりはありません。

- (ア) 標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握が必要です。
特に、e-ラーニングで教育訓練を実施する場合は、LMS(Learning Management System)により、学習進捗状況をきめ細かに管理し、学習のつまずき・停滞をリアルタイムで検知するなど、的確なフォローアップが必要です。
- (イ) 当該教育訓練について、適切な方法により受講者の本人確認を行うことが特に必要です。具体的には、e-ラーニングで教育訓練を実施する場合は、本人のみに交付するIDとパスワードによりログインさせることに加え、動画通信・メール・電話等により、本人とチューター間の直接のコミュニケーションを組み込むことで本人であることをより確実に確認するなど、複数の方法を組み合わせて行う厳格な方法で取り扱うよう努めてください。このほか、e-ラーニング以外の方法で教育訓練を行う場合は、公的身分証明書の定期的な提示（送付）や提出物に本人のみに交付するIDを記載させるなどの方法が考えられます。
- (ウ) 訓練目標を達成するために必要な数の添削指導員を配置し、受講者に対し到達度のフィードバックをする等の体制を整えることが必要です。ただし、常勤でなく非常勤である場合も、理由が適切と判断される場合は差し支えありません。
- (エ) 受講者からの問合せや添削指導などを外部委託するなど、主体的な教育訓練実施者とみなせない場合は指定されません。ただし、主体的な教育訓練実施者とみなせる範囲での外部委託は可能です。
- 主体的な教育訓練実施者とみなせる範囲での外部委託とは、例えば、教育訓練実施者が行う場合と同程度の質の確保をすることを条件に外部委託する場合、具体的には、問合せ対応の内容のうち定型的なものについて回答マニュアル等を作成し、その内容を回答することを外部委託する、又は、添削のうちマニュアルの作成で一義的に対応が可能な部分について外部委託する等をいいます。
- (オ) 特に試験対策の通信講座の場合、例えば質問の機会を十分に設けた上で迅速かつ適切な指導を行い、添削指導においても十分な解説を行うなど、単なる教材販売と比べて効果が十分認められるものであることが必要です。

二 教育訓練の開始、修了及び検証等について、次のいずれにも該当するものあること。

- イ 当該教育訓練について、開始時期が明確にされているものであること。
ロ 当該教育訓練の内容、対象となる者、目標及び修了基準が明確にされているものであること。
ハ 当該教育訓練を実施する者が、当該教育訓練について、適切に受講されたことを確認し、修了させるものであること。特に、専門実践教育訓練については、教育訓練給

付金等の支給の期間ごとに訓練の受講状況や到達状況を確認し、証明するものであること。

- 二 当該教育訓練を修了した者における目標資格等（当該教育訓練がその取得を目標とする公的職業資格又は学位等をいう。以下同じ。）に係る受験等の状況及びその結果等が適切に把握されるとともに、当該教育訓練の効果が検証されるものであること。

【趣旨】

専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる専門実践教育訓練は、その開始に当たって、開始時期及び修了時期が明確であるとともに、訓練内容、訓練対象者、訓練目標、修了認定基準が明確であることが必要です。

また、当該教育訓練を本人が受講し、修了するものであることを確實に確認できるものであることが必要です。さらに、目標とする資格等の受験率や合格率、就職・在職率等を適切に把握するとともに、訓練効果を検証する体制が整備されていることが必要です。

なお、専門実践教育訓練については、訓練期間中支給単位期間（原則6か月）ごとに受講認定基準を設け、受講状況や訓練の到達状況を確認し、証明することも必要です。また、教育訓練支援給付金対象者にあっては、2か月ごとの受講状況の証明をすることが必要です。

【留意点】

① 開始について

専門実践教育訓練給付制度における「受講開始日」は、受講者が専門実践教育訓練給付金の支給申請を行った場合の受給資格の可否を決定する重要な日付です。受講開始日が、専門実践教育訓練講座ごとにその定義が異なると、受講者間の不公平となるとともに、給付金の申請、支給段階でのトラブルの原因となることから、これを特定するものです。具体的には、受講開始日は、通学制の場合は専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席一日目とならないことがあります。）、通信制の場合も通学制と同じく専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席一日目とならないことがあります。）ですが、所定の開講日を定めていない場合は受講希望者が受講を申し込んだ後、専門実践教育訓練に係る教育訓練施設（以下「専門実践教育訓練施設」という。）が受講者宛てに教材等（e-ラーニングであればIDやパスワードでも可。）を初めて発送した日（ただし、通信制については「入学式の日」等で開講日と言える特定の日がある場合はその限りではない。）であって、いずれも専門実践教育訓練実施者が証明する日となります（上記のとおり「受講開始日」は受給資格の可否を決定する重要な日付であることから、必ず統一的な開講日の特定が必要です。）。また、講座指定の有効期間内に開始された専門実践教育訓練が、専門実践教育訓練給付金の対象となります。

② 修了等について

専門実践教育訓練の実施に当たっては、教育訓練の内容、専門実践教育訓練を受講できる者の要件、専門実践教育訓練の目標、受講・修了認定基準があらかじめ明確になっていることが必要です。また、専門実践教育訓練実施者は、指定講座ごとに適切

に設定された受講・修了認定基準に基づいて修了の事実を適正に判断した上で受講・修了認定を行うことが必要です。さらに、当該基準は、学則等において明記されており、全ての受講（希望）者に周知されている必要があります。なお、当該基準については、その受講・修了に関して受講者との間で理解の齟齬が生じないよう、受講修了等に当たり施設が行う修了試験等の合否等、客観的な材料に基づいた基準とすることが必要です。加えて、当該基準は、社会通念上の常識的範囲を逸脱しないものであることが必要です。

特に、専門実践教育訓練の実施に当たっては、本人による受講を確実な方法で確認することが必要です。

専門実践教育訓練に指定された場合、これに基づき受講・修了証明書を発行していくこととなります。この受講・修了証明書を用いて専門実践教育訓練給付金の不正受給が発生した場合、本人確認等に不十分な点があるものとして指定の取消し等となりますので御留意いただくとともに、厳正な取扱い及び関係資料の保存等を行ってください。

また、教育訓練支援給付金対象者にあっては、2か月ごとの受講状況の証明をすることが必要であることから、専門実践教育訓練実施者は受講生の出席状況や欠席した場合の理由を把握することが必要です。さらに、受講生は2か月ごとに設定された応当日に公共職業安定所（ハローワーク）に来所し、教育訓練支援給付金の支給に係る失業の認定を受ける必要があることから、応当日に欠席した場合は補講を行うなどの配慮に努めることが必要です。

なお、専門実践教育訓練を途中で終了した場合についても、

- ・専門実践教育訓練給付金は、受講状況の証明がされた直近の支給単位期間まで支給
- ・教育訓練支援給付金は、訓練を終了した日まで支給

を行うため、それぞれ支給対象となる期間については受講状況や訓練の到達状況の証明が必要となることに留意してください。

専門実践教育訓練給付金の受講状況や訓練の到達状況の証明方法によっては、受講状況が十分でなく教育訓練支援給付金の支給が停止される場合でも、専門実践教育訓練給付金は支給される場合がありますので、各給付金の証明と支給については十分に留意してください。

③ フリータイム制の講座について

フリータイム制の講座については、開始及び修了時期が明確でないこと、受講機会の保障ができないこと等から原則として指定の対象となりません。

④ 検証について

当該専門実践教育訓練の目標となる公的職業資格等について、受験の状況（受験率）やその結果（合格率）、また、就業状況（就職・在職率）等に加え、専門職学位課程や専門職大学等の課程にあっては、学校教育法に基づく認証評価結果及び入学者定員に係る定員充足率等を適切な方法により把握するとともに、その訓練効果等の検証を行う必要があります。具体的には、受講修了者や専門実践教育訓練給付金を受給する受講者（以下「受給者」という。）等に対して、当該目標資格等の受験の有無や合否の別等に関するアンケート調査や電話調査等を行い、その実情を把握するとともに、その結果や認証評価結果等を踏まえた訓練効果の検証等ができるような体制を整え

ることが必要です。

また、専門実践教育訓練実施者においては、当該教育訓練の効果を定期的に検証し、必要があれば改善のための措置等を図っていくことが必要です。検証の具体的方法としては、受講修了者や受給者等に対するアンケート調査や検証のための内部会議の開催など、それぞれの専門実践教育訓練の内容や実態等に応じた適切な方法で実施することが必要です。なお、これらの実績から、専門実践教育訓練の効果が乏しいと判断される場合等には、その理由や検証を踏まえて講じた措置等についても調査することがあります。

三 当該教育訓練について、適切に指導することができる指導者を有すると認められるものであること。

【趣旨】

専門実践教育訓練実施者は、受講者に対する教育訓練を的確かつ効果的に指導できる専門的知識、能力及び経験を有する指導者を十分確保することが必要です。

【留意点】

主任指導者は、その講座の教育訓練をつかさどり、他の指導者に対する教育訓練の指導の改善や充実のために必要な指導及び助言を行える者にしてください。

また、講座を担当する指導者に対しては、定期的な能力評価や能力開発機会の付与等により、継続的に指導能力の向上を図ることが必要です。

なお、主任指導者の雇用形態が「委託又は派遣」である場合、施設と主任指導者の講座運営における役割分担等、施設としての講座運営の主体性について確認を求めることがあります。

四 当該教育訓練の教材が、当該教育訓練の内容、受講に要する費用等に照らし、適正なものであること。

【留意点】

実際に使用される教科書等について、教育訓練の内容・水準・対象とする範囲が適当であり、かつ、その用語や表記等が分かりやすいものであることが必要です。また、その受講費用からみても適正な内容であることが必要です。

五 当該教育訓練の実績が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 当該教育訓練と同じ課程の教育訓練が、原則として、最近の年度において実施されたことがあるものであること。また、再指定を希望する教育訓練については、当該教育訓練の前回指定期間に教育訓練給付金の支給実績があるものであること。

ロ 目標資格等に係る受験等の状況及びその結果等の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。特に、専門実践教育訓練については、次のいずれかに該当するものであること。

(1) ・ (2) (略)

(3) 第一号ハ(2)(i)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験

の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(4) 第一号ハ(2)(ii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(5) 第一号ハ(2)(iii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第百九条第二項及び第三項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績等からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(6) 第一号ハ(2)(iv)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績（大学院における正規の課程にあっては、訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績）からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(7) 第一号ハ(2)(v)に該当する教育訓練については、目標資格に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(8) 第一号ハ(2)(vi)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

(9) 第一号ハ(2)(vii)に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法第百九条第二項及び第三項に規定する認証評価の結果及び定員充足率の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものであること。

【趣旨】

初めて指定を受ける場合にあっては、当該教育訓練が継続的・安定的に運営されている必要があることから、指定希望手続を行う日から遡って1年以内の期間内に当該教育訓練を修了した者が一定程度以上の数あることが必要です。

また、再指定を希望する専門実践教育訓練については、当該専門実践教育訓練の前回指定適用日から再指定希望手続の受付開始日の属する月の翌月の末日までに公共職業安定所（ハローワーク）において専門実践教育訓練給付の支給実績があることが必要です（※）。

なお、専門実践教育訓練については、経過措置として、上記の支給実績がない場合であっても、当分の間、当該専門実践教育訓練の前回指定適用日から再指定希望手続を行う日の前日までに当該教育訓練を修了した者（訓練期間が当該教育訓練の指定適用日から再指定の指定申請日前までの期間を超える場合においては、再指定の指定申請日前日時点の修了見込者）が存すれば良いこととしますが、その際、再指定希望手続を行う日の前日までに専門実践教育訓練給付の支給を受けた者がいなかつたことの要因分析及びその改善策を提出することが必要です。

さらに、当該教育訓練を修了した者については、その教育訓練に係る目標資格等の受験等の状況（受験率等）やその結果の実績（合格率等）、訓練修了後の就職等の状況の実績（就職・在職率）等からみて、その教育訓練の効果が十分に認められるものである

ことが必要です。

なお、当該訓練に係る目標資格等の受験等の状況やその結果の実績、訓練修了後の就職等の状況の実績等からみて、当該訓練の効果を把握することとしているため、当該訓練の効果として適切な実績等が把握できない場合には、指定の対象とはなりませんので注意してください。

(※) 給付金の支給実績とは、教育訓練実施者による教育訓練修了証明書の発行ではなく、公共職業安定所（ハローワーク）で給付金の支給決定が行われていることを指します。

【留意点】

- ① 当該教育訓練の実施実績を確認するために、生徒募集パンフレットや日程表等の提出が必要です。
- ② 当該教育訓練がその実績から十分な効果があるものである旨を判断するため、当該教育訓練の修了者及び受給者について、その教育訓練に係る目標資格等の受験等の状況（受験率等）、その結果の実績（合格率等）、訓練修了後の就職等の状況の実績（就職・在職率）等について次の(ア)から(キ)までのいずれかの水準であることが必要です。
(ア) 業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程については、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績が相当程度の水準であることが必要です。具体的には、「当該教育訓練の指定申請日の属する年度の前3か年度のいずれかの年度の修了者に係る入講者数」に占める「当該修了者のうち目標資格の資格試験の受験者数」の割合（受験率）が80%以上であること、「当該受験者数」に占める「当該修了者のうち目標資格等の試験を合格した者の数（合格者数）」の割合（合格率）が当該資格試験等の受験者全体の平均合格率（目標資格等に係る受験者の合格率が通学制と通信制とに区分し公表されている場合、通信制の教育訓練については、当該資格試験等の通信制教育訓練受講者である受験者の平均合格率を指します。）以上であること、及び「当該修了者のうち専門実践教育訓練給付の受給者数」又は「当該修了者に係る入講者数」に占める「就職者及び在職者数（訓練修了者に限る。）」の割合（就職・在職率）が80%以上であることが必要です。

※1 受験者数、合格者数、就職者及び在職者数については、指定申請日前日までに把握している人数とします。

※2 1年未満の課程であって、同一年度内に複数回、修了者が出ている場合、原則として複数回の修了者を合算して「当該年度の修了者」として取り扱います。ただし、当該年度に修了したもの、申請受付開始日までに資格試験の合格発表が行われていない者については、「当該年度の修了者」から除きます。

※3 就職者、在職者の定義については、専門様式第2号（4/7）又は（5/7）の注意書きを参照してください。

※4 修了者数については、入講（入学）年度の異なる修了者（留年者・休学者・退学者・編入者・長期履修制度を利用した者等）を除いた人数してください。

※5 受給者又は入講者に長期履修生がいる場合には、その者を除いた者を受給

者又は入講者としてください。

※6 年に複数回試験が行われるもの「平均合格率」は、各試験の受験者数及び合格者数の合計を用いて合格率を算出しています。

(イ) 職業実践専門課程等については、訓練修了後の就職等の状況の実績が相当程度の水準であることが必要です。具体的には、「前3か年のうちいずれかの期間の修了者のうち専門実践教育訓練給付の受給者数」又は「前3か年のうちいずれかの期間の修了者に係る入講者数」に占める「就職者及び在職者数(訓練修了者に限る。)」の割合(就職・在職率)が80%以上あることが必要です。

※ 「修了者に係る入講者」の考え方、「受給者又は入講者における長期履修生」の考え方は、(ア)と同様です。

(ウ) 専門職学位課程については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法に基づく認証評価の結果及び定員充足率の実績等が相当程度の水準であることが必要です。具体的には、上記(イ)と同様の就職・在職率が80%以上であること(ただし、法科大学院については、就職の時期が他とは異なることから、当該基準に替わり、前3か年のうちいずれかの期間の司法試験の教育訓練の訓練期間ごとの合格率が訓練期間ごとの受験者の平均合格率以上であることが必要です。)、直近の学校教育法第109条第2項に基づく機関別認証評価及び同条第3項に基づく専門職大学院の分野別認証評価において、認証評価結果が適合に相当する水準であること(設置されてから同法第109条第2項及び同条第3項においてそれぞれ政令で定める期間内の専門職学位課程にあっては、設置後初回の認証評価までは評価書がないため、その提出は不要)、及び最新の入学定員に占める入学者の割合(定員充足率)が60%以上であることが必要です。

なお、再指定を希望する専門職学位課程については、講座の特性上、受講者に占める在職者の割合が極めて高いこと、資格取得を目的とする講座でないこと等から、訓練修了後の雇用保険適用就職率等の共通の指標をもって訓練効果を評価することが困難であるため、訓練の内容等に応じて、訓練効果の評価及び把握の方法について、教育訓練施設の取組を提出することが必要です。

(エ) 大学等の職業実践力育成プログラムについては、訓練修了後の就職等の状況の実績(大学院における正規の課程にあっては、訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績)が相当程度の水準であることが必要です。具体的には、上記(イ)と同様の訓練修了後の就職・在職率が80%以上あること(大学院における正規課程については、就職・在職率が80%以上であること及び最新の入学定員に占める入学者の割合(定員充足率)が60%以上であること)が必要です。

(オ) 情報通信技術に関する資格取得を目標とした課程については、目標資格等に係る受験の状況及びその結果並びに訓練修了後の就職等の状況の実績が相当程度の水準である必要があります。具体的には、上記(ア)と同様の受験者数の割合(受験率)が80%以上であること、当該受験者数に占める当該資格試験等の合格者数の割合(合格率)が当該資格試験等の受験者全体の平均合格率以上であること、及び訓練修了後の就職・在職率が80%以上である必要があります。

(カ) 第四次産業革命スキル習得講座については、訓練修了後の就職等の状況の実績が相当程度の水準である必要があります。具体的には、上記(イ)と同様の就職・在職率が80%以上である必要があります。

- (キ) 専門職大学等の課程については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法に基づく認証評価結果及び定員充足率の実績が相当程度の水準であることが必要です。具体的には、上記(イ)と同様の就職・在職率が80%以上であること、直近の学校教育法第109条第2項に基づく機関別認証評価及び同条第3項に基づく専門職大学等の分野別認証評価において、認証評価結果が適合に相当する水準であること（設置されてから同法第109条第2項及び同条第3項においてそれぞれ政令で定める期間内の専門職大学等の課程にあっては、設置後初回の認証評価までは評価書がないため、その提出は不要）、及び最新の入学定員に占める入学者の割合（定員充足率）が60%以上であることが必要です。
- ③ 専門実践教育訓練実施者は、②の実績を、所定様式により定期的に厚生労働省に現況として報告することが必要です。なお、この報告に虚偽の記載をした場合や報告を怠った場合には、指定の取消し等となります。
- ④ これらの実績その他全ての報告については、恣意的なものであってはならず、社会通念等に照らし明らかに恣意的なものについては、虚偽の記載と同様に、指定を受けられない又は指定の取消し等となります。
- ⑤ ②の実績については明示書に記載することにより、受講希望者等に公開することが必要です。

六 当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。

【留意点】

- ① 法令等に基づかず特定の年齢や性別に限定した講座や、一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座や、特定の会員のみに受講者を限定する講座は指定の対象とはなりません。
- ② 特定の団体所属者等に限定せず広く労働者一般に対して講座募集の広報を行っていることが必要です。
- ③ 専門実践教育訓練給付金の対象となる者のみを対象とした教育訓練や、専門実践教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別した教育訓練は、指定されない又は指定の取消し等となります。

七 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料（雇用保険法第六十条の二第四項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。）の合計額が二万五円以上であること。
- ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。
- ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の支給の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。

【留意点】

- ① 入学料とは、受講開始に際して必要となる入学金及び登録料のことです。
- ② 受講料には、受講費や必須の実習費（※）のほかに受講に必要な教科書代や教材費を含みますが、検定試験受験料、補助教材費、パソコン（タブレット端末を含む。以下同じ。）、包丁、ハサミ等の講習修了後も利用価値や資産性のある器材費、受講に係る宿泊費、交通費、食事代、保険料、補講料、施設が実施する各種行事参加費、学校等に係る施設維持費等は含まれません。このほか、学校指定制服やカバン等教育訓練で掲げる資格の取得等に必須でないものも受講料には含まれません。

受講料に含む教科書代や教材費は、受講するに当たって全ての受講者が購入するものであり、希望者のみ又は一部の受講者のみ購入するものについては受講料に含まれません。

なお、全ての受講者が購入する必須の教科書や教材であっても、受講者が書店等で直接購入する場合は、専門実践教育訓練実施者からの領収書が発行できないことから受講料には含まれません。

また、養成課程のうち資格取得に直接つながらない講義（時間）については、当該部分相当の授業料・実習費用等を学則等で定める授業料等から控除して、教育訓練給付金の支給対象経費として申請してください。

（※）必須の実習費用が学則やパンフレット等に明記されていない場合には、実習費用内訳書（様式任意）を専門様式第3号に添えて提出してください。

- ③ パソコン等器材のレンタル料については、受講料に含まれません。

なお、パソコン等器材の無料レンタルについては、各施設を責任主体とした管理の下で行なうことは可能ですが、受講修了後の無償提供及び市場流通価格に比して著しく安価で販売することは、受講料の設定に器材費が含まれているかが不明瞭であることに加えて、受講生が講座選択する際に講座内容本位で判断できなくなるおそれがあることから行わないでください。

- ④ 事前事後を問わず、受講者に対して、奨学金、現金等（有価証券等を含む。以下同じ。）を給付することや、パソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を与えることにより、教育訓練経費について実質的な還元等を行った場合、こうした還元等に係る費用は、専門実践教育訓練給付金の支給の基礎となる教育訓練経費に含まれません。また、当該還付等を証明する「返還金明細書」の発行を怠り、当該還元等に係る費用を含めて専門実践教育訓練給付金の支給を申請・受給した場合には不正受給に該当し、指定の取消し等となります。

- ⑤ ④の還元又は割引等の措置を実施する場合には、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の12第5項第2号及び第6項第1号に規定する書類（当該専門実践教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類）を発行し、当該還元等に係る額を控除した額を、当該専門実践教育訓練に係る教育訓練経費として当該書類に記載するようにしてください。

- ⑥ 当該教育訓練に係る受講費用については、当該教育訓練を運営するために必要な範囲内で合理的に算定された額であるとともに、当該教育訓練の内容や他の同様の教育訓練（訓練期間、目標資格等）に係る受講費用の水準等からみても、適正な額であると判断されるものであることが必要です。このため、講座指定の希望に当たっては、受講費用の内訳などを明らかにした書類の提出が必要になります。なお、教材、受講

期間・時間、その他当該教育訓練の内容や他の同様の目標資格に係る教育訓練における受講費用の水準等を総合的に勘案し、高額な受講料であると判断されるもの等については、指定されません。

⑦ 当該教育訓練の受講費用の設定について、専門実践教育訓練給付金の対象者とそれ以外の者において異なる取扱いをする教育訓練は指定されない又は指定の取消し等となります。

八 教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。

イ 次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。

(1) 当該教育訓練に関する次に掲げる事項

(i) 当該教育訓練の内容及び目標

(ii) 当該教育訓練の受講者となるための要件

(iii) 当該教育訓練の受講の実績

(iv) 当該教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法

(v) 当該教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法

(vi) 当該教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

(vii) 当該教育訓練の目標の達成の状況

(viii) その他必要な事項

(2) 当該教育訓練の目標に関する情報

(3) 教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項

(4) 当該教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。）の氏名及び所属（法人又は団体にあっては、名称及び所在地）

(5) その他必要な事項

□ イ (1) 及び (3) に掲げる事項を記載した明示書が受講申込者等に対して交付されることであること。

【趣旨】

専門実践教育訓練実施者は、受講希望者が講座選択時に適切な判断を行うことができるよう、上記の事項をあらかじめ正確に把握し、適切な方法により公開をすることが必要です。特に講座の選択に当たって重要な情報や専門実践教育訓練給付制度を適正に利用するために必須となる事項については、明示書として、受講希望者に対して交付することが必要になります。

【留意点】

① 専門実践教育訓練実施者は、次の(ア)から(オ)までの事項について適切な方法で公開することが必要です。具体的には、受講希望者等が広く閲覧及び確認できる状況に置く必要があります。なお、指定後の明示書の作成を怠った場合、指定を受けられない又は指定の取消し等となります。

(ア) 当該専門実践教育訓練に関する次に掲げる事項

i 当該専門実践教育訓練の内容及び目標

当該専門実践教育訓練のカリキュラム等の訓練内容や目標としている公的職業資格等の名称等がこれに該当します。

ii 当該専門実践教育訓練の受講者となるための要件

当該専門実践教育訓練の受講者となるために必要とされる要件（受講資格）を意味します。なお、当該要件は、当該専門実践教育訓練が目標としている公的職業資格等の受験資格や専門実践教育訓練の内容を効果的に実施するなどの見地から合理的に設けられたものであることが必要です。

iii 当該専門実践教育訓練の受講の実績

当該専門実践教育訓練の受講者数や修了実績人数等を意味します。原則として直近1年間の実績が必要であり、かつ、当該実績数の算定対象となった期間を併せて明示することが必要です。

iv 当該専門実践教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法

当該専門実践教育訓練の受講による教育効果を把握し、これを測定するために予定している措置（予定している試験科目の内容（試験時間、回数）、追試の有無及び追試の要件、添削を行う者の資格等その他当該専門実践教育訓練の効果を把握・測定するために講じる措置）を意味します。

v 当該専門実践教育訓練の修了基準並びに修了を認定する時期及びその方法

当該専門実践教育訓練の修了基準（修了試験の科目、試験時間、合格ライン、追試の有無及び追試の要件、修了認定を行う者の資格その他修了を認定するための条件（出席率等）等）や修了を認定する時期、修了試験等の実施時期を意味します。

vi 当該専門実践教育訓練の受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法

当該専門実践教育訓練の受講者に対して、受講中又は修了後に行う指導・助言の体制や相談に応じるための体制等の内容を意味します。

vii 当該専門実践教育訓練の目標の達成の状況

当該専門実践教育訓練の入講者数や修了者等のうち、当該専門実践教育訓練の目標とする資格等の合格者数及び合格率を意味します。これについても、原則として、直近1年間の実績を把握する必要があり、あわせて、当該実績数の算定対象となった期間を明示することが必要です。また、受講者、受給者の修了後の状況（就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等）についても明示することが必要です。

viii その他必要な事項

これらのほか、受講申込者等の適正な申込み及び適切な受講を確保するため、教育訓練経費及びその支払い方法、専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費の内訳、専門実践教育訓練実施者の名称、代表者名、当該教育訓練実施者の所在地及び連絡先並びに専門実践教育訓練施設の名称、施設責任者名、当該教育訓練施設の所在地及び連絡先、専門実践教育訓練給付制度の施設内担当部署等についても、明示することが必要です。

(イ) 当該専門実践教育訓練の目標に関する情報

当該専門実践教育訓練の目標としている資格等に関して、当該資格等の試験を受けるための要件、その受験スケジュールや関連資格、当該資格等を取得することにより就職が有利になる職種及び職務等の情報を提供することが必要です。

(ウ) 専門実践教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項

専門実践教育訓練給付制度を適正に利用するためには、次のaからdまでの点について周知することが必要です。

- a. 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において専門実践教育訓練実施者に対して直接支払った専門実践教育訓練の受講に必要な入学校料及び受講料に限られること。
- b. 受講料には、受講費、必須の実習費並びに受講に必要な教科書代及び教材費を含み、検定試験受験料、補助教材費、補講料、交通費、パソコン（タブレット端末を含む。）等の器材費及びレンタル料、受講に係る宿泊費、交通費、食事代、保険料、補講料、施設が実施する各種行事参加費、学校等に係る施設維持費等は含まれないこと。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除く。）も受講料には含まれないこと。
- c. 奨学金、現金等（有価証券等を含む。）の給付やパソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を得ることにより、教育訓練経費について実質的な還元又は割引等の適用を受けた場合等には、その還元的な給付額や割引額を差し引いた額が教育訓練経費となること。このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、当該入学校料及び受講料の額から当該還元等に係る額を控除した額で専門実践教育訓練給付金の支給を申請することが必要であること。なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により、教育訓練経費の実質的な還元等が行われた場合には、専門実践教育訓練給付金の支給申請に際しては、当該専門実践教育訓練実施者が受講者に発行する、当該還元額が記載された「返還金明細書」の提出が必要であること。
- d. 専門実践教育訓練給付金は、当該専門実践教育訓練を実際に本人が適切に受講し、かつ修了した場合にのみ支給されるものであること。このため、本人以外の者が受講し、又は修了試験を受験した場合等には、専門実践教育訓練給付金は支給されないこと。

(エ) 当該専門実践教育訓練に係る販売代理店等（契約関係の有無及びいかなる名称によるかを問わず、販売代理店、販売取次店、販売代理員その他当該教育訓練を販売する者の全てをいう。以下同じ。）の氏名及び所属又は名称及び所在地

(オ) その他必要な事項

これらに加えて、受講希望者等の的確かつ慎重な講座選択に資するため、例えば、当該専門実践教育訓練実施者の情報（法人情報等）、職業関連の情報、受講修了者の体験談等についても情報提供を行うことが適當です。

- ② 専門実践教育訓練実施者は、上記基準のうち、イの（1）の事項及び（3）の事項については、明示書として文書で、受講申込前に受講希望者等に交付することが必要です。具体的な方法として、受講希望者等宛てに受講申込みに関する書面を送付する際に同封し、又は直接手渡しすること等が考えられます。

九 当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。

イ 次に掲げる全ての業務を行う販売活動管理責任者が置かれていること。

(1) 当該教育訓練に係る販売活動等（販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下同じ。）の実態を把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し、及びこれを管理すること。

(2) 口に規定する窓口の業務を監督すること。

(3) ハに掲げる措置の適切な実施を確保すること。

(4) その他適正な販売活動等の実施を確保すること。

ロ 当該教育訓練に係る販売活動等に関する苦情、不適正な販売活動等に関する情報を受けるための窓口が設けられていること。

ハ 販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。

(1) 販売代理店契約の締結時等における厳正な審査

(2) 販売代理店等の把握及び販売代理店等に係る台帳の整備

(3) 販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知

(4) 販売代理店等が販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類及びマニュアル類の入手

(5) 販売代理店等に対する定期的な点検及び指導

(6) その他販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置

二 当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。

(1) 教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別したものであること。

(2) その他教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

【趣旨】

専門実践教育訓練実施者は、当該専門実践教育訓練に関して、その販売、募集、勧誘等の活動等（販売代理店等が行う販売活動等を含む。以下「販売活動等」という。）が適正になされることを管理する責務を有するとともに、販売代理店等が行う販売行為等の一切の責任も負うものです。

このため、販売活動等における不適正な行為等が確認された場合には、当該専門実践教育訓練実施者の具体的な関与のいかんを問わず、その全ての講座が指定の取消し等となります。したがって、専門実践教育訓練実施者においては、その専門実践教育訓練の販売活動等が専門実践教育訓練給付制度の趣旨等に照らし適正に行われるよう、上記基準に適合した適切な管理体制を設けるとともに、必要な措置等を講じてください。

【留意点】

① 専門実践教育訓練講座ごとに、その販売活動等管理責任者を選任することが必要です。また、販売活動等管理責任者としての責務を十分に果たせるものであれば、複数の講座の兼任や他の業務と兼任しても差し支えありません。ただし、販売活動等管理責任者は極めて重要な任務を持つ者であることから、専門実践教育訓練実施者の内部において十分に責任を負うことができる立場にある者であることが必要です。

販売活動等管理責任者は、自己の講座の販売活動等が適正になされることを管理・

監督する責任者であり、具体的には、次の(ア)から(エ)までの業務を行うものです。なお、その変更があった場合には届出が必要になります。

- (ア) 当該専門実践教育訓練に係る販売活動等の実態を適切に把握するとともに、当該販売活動等が適正に行われていることを確認し及びこれを管理すること。
- (イ) 苦情・不適正情報を受けるための対応窓口の業務が適切に行われるよう、当該業務を監督し、不適正勧誘の疑いがある情報等を受けた場合には、事実関係の調査や改善に必要な措置を講ずること。
- (ウ) 販売代理店等について、指定基準第2項第九号ハに掲げる措置が適切に実施されるよう、これらの措置を実施する担当者の業務について点検・確認等を行い、これを監督すること（必要があれば自ら措置を講ずること）。
- (エ) その他適正な販売活動等の実施を確保するために必要な業務の一切について責任をもって取り組むこと。
- ② 当該専門実践教育訓練に係る販売活動等に関する苦情や不適正な販売活動等に関する情報を受けるための対応窓口を設けておくことが必要です。なお、当該対応窓口において不適正な販売活動等に関する情報を受けた場合にあっては、速やかに販売活動等管理責任者と連携して、事実関係の調査や改善に必要な措置を講ずることが必要です。
- ③ 販売代理店等に関しては、次の(ア)から(カ)までの措置を講ずることが必要です。
- (ア) 販売代理店契約を締結する場合には、販売活動等を委託等する者として適當な者であるか否かについて厳正に審査を行うこと、また、販売代理店等が再委託等をする場合についても販売活動等を再委託等する者として適當な者であるか否かについて厳正な審査ができるように内部の体制を確保し、その際は、販売代理店等側の責任所在の明確化を図ることが必要です。
- また、販売代理店契約の内容については、不適正な販売活動等を惹起しないよう、過重なノルマ等を課す、又は過大な販売手数料等を伴わないものであることが必要です。なお、販売手数料等については、受講費用の設定根拠に関する資料（訓練経費内訳票）の提出が必要です。
- (イ) 講座がどのように販売されているかを、受講申込者に対し適宜確認するなど、その把握及び確認の措置を講ずることが必要です。また、販売代理店等の氏名及び所属（法人の場合にあっては名称及び所在地）（※）についても把握し、台帳を作成して適切に記録管理することが必要です。さらに、販売代理店等が再委託等をする場合は、再委託等を受けた者を把握し、台帳に記載することが必要になります。このため、専門実践教育訓練実施者においては、販売代理店等から報告を受理する等の措置を講じて、販売代理店等の状況等を正確に把握してください。
- （※）販売代理店等が法人である場合には、その法人の名称及び所在地を記録するとともに、当該販売代理店等において、販売活動等に従事する者についてもその名簿等を入手し、その氏名及び所属を記録することが必要です。また、当該販売代理店等が、他の代理店等に再委託等した場合においても同様です。
- (ウ) 販売代理店等が不適正な販売活動等を行うことがないよう、販売代理店等に対し、適切な方法により専門実践教育訓練給付制度の周知を図ることが必要です。
- (エ) 販売代理店等が不適正な販売活動等を行うことがないよう、販売活動等に用いるパンフレット類、リーフレット類、マニュアル類等を入手し、必要な点検等を行

ってください。

(オ) パンフレット類等の入手等の措置に加えて、販売代理店等に対して、定期的に報告を求める等その販売活動等の適正につき点検を行うとともに、必要な指導を行ってください。

(カ) 上記の措置のほか、販売代理店等による不適正な販売活動等を防止するための措置を最大限に講じて、指定の取消し事由に該当しないよう、万全を期してください。

④ 当該専門実践教育訓練に係る販売活動等においては、次の(ア)及び(イ)に該当するものであってはなりません。当然、これはパンフレット類等に記載しての広告や、口頭による説明等の場合であっても不適正な販売活動等に該当するものですので、販売活動等を行う者の全てに対して必ず徹底した指導を行ってください。

(ア) 専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる者とそれ以外の者を区別したことであること。

(イ) その他専門実践教育訓練給付制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。

⑤ 事前事後を問わず、受講者に対して、奨学金、現金等（有価証券等を含む。）の給付やパソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を得ることにより、教育訓練経費について実質的な還元又は割引等の適用を受けた場合等には、その還元的な給付額や割引額は、専門実践教育訓練給付金の支給の基礎となる教育訓練経費には含まれないため、当該還元等を証明する「返還金明細書」の発行を怠り、当該還元等に係る費用を含めて専門実践教育訓練給付金を申請・受給することは不正受給に該当し、指定の取消し等となります。なお、こうした不正受給を前提とする販売活動等、専門実践教育訓練給付金の不正受給を誘発するような行為が確認された場合には、実際の不正受給の有無にかかわらず、指定の取消し等となります。

⑥ 専門実践教育訓練給付制度において、厚生労働大臣の指定対象となるのは、各教育訓練（講座）であり、専門実践教育訓練実施者（専門実践教育訓練施設）ではありません。このため、例えば「厚生労働省指定（認定）校」など、厚生労働省の関係機関等であると誤解を生じさせるおそれのある表示を用いることは行わないでください。また、指定の可否の結果通知の前に「指定予定」等の表示を行うことは認められません。

⑦ 専門実践教育訓練の販売において、分割払いをすること及びその旨周知すること、並びにクレジットカードの活用等による分割払いを可能とすることなど、受講者が教育訓練経費を支払う際ににおける負担感を軽減するよう心掛けてください。

十 一般教育訓練については、当該教育訓練の内容及び期間等が第一号イ及びロのいずれにも該当する場合又は同号イ及びハのいずれにも該当する場合には、当該教育訓練の実績が第五号ロ（1）から（9）までのいずれかに該当するものでないこと。

【留意点】

特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練として求められている指定基準を満たさない講座で、一般教育訓練の指定基準を満たすものについては、一般教育訓練の対象となります。

附 則

この告示は、平成二十六年十月一日から適用する。

附 則（平成二七年厚生労働省告示第四二三号）

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年厚生労働省告示第二〇七号）

この告示は、平成二十八年十月一日から適用する。

附 則（平成二九年厚生労働省告示第一八〇号）

1 この告示は、平成二十九年十月一日から適用する。

2 第二項第五号イ後段に規定する教育訓練給付金の支給実績があることについては、当分の間、厚生労働省人材開発統括官が定めるところにより、当該教育訓練の前回指定期間に当該教育訓練を修了した者がいることをもってこれに代えることができる。

前 文（抄）（平成二九年厚生労働省告示第二四七号）

平成二十九年七月十一日から適用する。

附 則（平成二九年厚生労働省告示第三二四号）

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第一条の規定及び附則第二項の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年厚生労働省告示第三三六号）

平成三十一年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十一年厚生労働省告示第八六号）

平成三十一年十月一日から適用する。（略）

前 文（抄）（令和二年厚生労働省告示第 68 号）

令和二年十月一日から適用する。

【趣旨】

指定有効期間については、原則として、指定適用日から 3 年間です。なお、指定有効期間の終了後も引き続き大臣指定を希望する場合は、別途、指定有効期間終了日の半年前に再指定希望手続が必要です。

【留意点】

- ① 指定有効期間内にあっても、専門実践教育訓練実施者又は当該専門実践教育訓練が指定基準に適合しなくなった場合には、指定の取消し等を行います。
- ② 制度改定等に伴い、指定有効期間終了日に変更が生じる場合がありますので、留意してください。

- ③ 指定有効期間内に受講を開始した受講者が、専門実践教育訓練給付金の支給対象となります。

IV 指定に必要な手続

指定に必要な手続には、次の4通りがあります。各々につき、所定様式の「専門実践教育訓練実施状況調査票」や、厚生労働省が指定可否の調査の際に必要となる施設・講座運営状況に関する資料等を、書類の受付期間内に提出することが必要です。

- 1 新規指定 新規に講座の指定を希望する場合
- 2 移 行 現在一般教育訓練で指定されている講座が専門実践教育訓練に該当し、その指定を希望する場合（※）
- 3 再 指 定 3年間の指定有効期間終了後も引き続き指定を希望する場合
- 4 変 更 専門実践教育訓練施設の登録状況又は指定講座の内容等を変更する場合

（※）一般教育訓練から専門実践教育訓練へ移行することとなった際には、現在指定されている当該教育訓練の講座は指定有効期間の有無に関わらず、自動的に廃止されることとなります。また、移行申請後、専門実践教育訓練での指定が受けられなかった場合は、指定有効期間が残存している限りにおいては、一般教育訓練又は特定一般教育訓練での指定が継続することとなります。

1 必要な書類等の入手方法

各種手続に必要な書類等は、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryouku/career_formation/kyouiku/03_00004.html

2 主な必要書類等

「専門実践教育訓練実施状況調査票」

「専門実践教育訓練運営管理状況調査票」

「教室別教育訓練講座票」

等の書類の作成が必要です（詳細は様式集の提出書類チェック表を参照）。

3 指定希望手続の受付期間等

(1) 指定希望手続の受付期間

厚生労働大臣指定は、原則として毎年4月1日と10月1日（以下「指定適用日」という。）の年2回行います。

これに伴い、指定希望手続の受付期間は、おおむね次のとおりです。

- ・4月1日指定 前年の10月上旬～11月上旬
- ・10月1日指定 同年の4月上旬～5月上旬

受付期間の詳細については、厚生労働省ホームページに掲載いたします。受付開始時間が近づきましたら、御確認ください。

手続書類の提出に当たっては、提出期限までに時間的な余裕を持って御提出ください。

なお、提出の期日を過ぎた場合の受付は、一切行っておりませんので、必要書類を提出される際には提出期限に留意してください。

(2) 必要書類等の提出先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課

〒160-8327 新宿区西新宿7-5-25 西新宿プライムスクエア11階

(電話：03-6758-2828・2825・2824)

- ※ 提出先は厚生労働省ではありませんので御注意ください。
- ※ 申請書類は「信書」となりますので、「書留」又は「信書便事業者」を通して送付ください（宅配便での送付はできませんので御注意ください）。

また、発送の事実を確認させていただくことがありますので、各教育訓練施設においては、上記提出期限内に発送した事実を証明できる証明書類を必ず保管しておいてください（「書留」の場合は受領証を控えておいてください。「信書便事業者」の場合は事業者によって取扱いが異なりますので、利用される事業者に確認の上、証明書類を保管してください）。

【留意点】

- ① 中央職業能力開発協会は、厚生労働省の委託を受け、各種必要な書類の受付等と調査の一部を行っています。厚生労働省は提出された書類に基づいて厚生労働大臣指定の可否に係る調査等を行います。
- ② 中央職業能力開発協会では、所定様式の「調査票」等の記載方法等に関する一般的な照会に応じています。電話による相談を原則としておりますが、事情により中央職業能力開発協会へ直接お越しになる場合には、必ず事前予約をお願いいたします。予約のない場合は、相談等の希望に添えないことがあります。
- ③ 御送付いただいた調査票等の提出書類は、中央職業能力開発協会が開封後、順次、確認を行います。不備や疑義等がある場合には、厚生労働省又は中央職業能力開発協会がその旨連絡し、必要な資料等の提出を依頼することがありますので、その際には迅速かつ適切な御協力をお願いします。なお、原則として、調査は受付の順番で行います。ただし、指定通知日の先後の関係から専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の受付順、次に一般教育訓練の受付順に調査を行います。調査の順番により連絡までに日時がかかる場合もあるため、提出期限までに時間的な余裕を持って早めに調査票等を御提出ください。
- ④ 提出書類等への記載について事実と異なる内容がある場合、当該講座については厚生労働大臣の指定対象とはなりません。

4 「調査票」を提出する者について

「調査票」を提出する者は、講座運営に対する責任の所在を明確にするとともに、事業の継続性及び安定性を確実なものとする観点から、法人格を有する教育訓練実施者が選任した教育訓練施設責任者に限ります。

【留意点】

- ① 専門実践教育訓練実施者が選任する専門実践教育訓練施設責任者は、教育訓練施設の運営に関する権限を委任された者であることが必要であり、教育訓練施設責任者の教育訓練施設の運営に係る全ての行為は、専門実践教育訓練実施者が責任を負うものとされます。
- ② フランチャイズ・チェーン方式による施設は、実際の講座運営を行う専門実践教育訓練実施者が指定に必要な手続を行うことが必要です。

③ 教育訓練施設が複数の教育訓練実施場所(○○校、分校、教室等の名称は問わない。以下「教室」という。)を有する場合であって、当該教室において実施する通学制の講座について、教育訓練給付制度の指定講座と同じ取扱いを希望するときには、教室ごとの責任者ではなく、当該教育訓練施設責任者が、必要書類（「調査票」等）について一括して提出することが必要です。なお、次の(ア)から(ウ)までについて御留意ください。

- (ア) 本校で教育訓練の実施をしていないが、教室のみで実施される講座である場合も、当該教育訓練施設責任者から一括して必要書類を提出することが必要です。
- (イ) 所定の手続を行わず、教室として調査票に記載がなされていない場所において実施された講座については、当該講座の内容が指定された講座と同一のものであっても、専門実践教育訓練給付金の支給対象とはなりません。
- (ウ) 専修学校及び各種学校については、地方公共団体の設置認可を受けた学校を単位とし、それぞれ独立した別の教育訓練施設として必要書類を提出することが必要です。

5 提出に当たっての留意事項について

- (1) 各様式については、厚生労働省ホームページからダウンロードした「様式」を使用してください。なお、様式の記入に当たっては、「記入例」も参照して必要事項を漏れなく正確に記入してください。
- (2) 提出資料等は原則として返却いたしませんので、作成した書類を提出される際には、提出書類の写しを必ず保管しておいてください。
- (3) 提出書類は「専門実践教育訓練提出書類チェック表」において、提出に必要となる全ての書類について、不備等のないことを確認した上、そのチェック表を先頭にチェック表上の順番に合わせ、2穴のA4フラットファイルに綴じてください。

なお、新規、移行、再指定、変更の各手続に必要な書類は、それぞれ別々のファイルに綴じて同時に提出してください（必要書類の提出枚数にかかわりなく必ずファイルに綴じてください）。「新規」と「移行」を同時に提出する場合は同じファイルに綴じてください。

また、再指定、移行手続を行う講座であって、講座の内容も変更をする場合は、変更に必要な書類等も併せて、再指定、移行ファイルに綴じてください。

- (4) ファイルの表紙及び背表紙には、次の事項を明記してください（下図を参照してください）。

【表 紙】

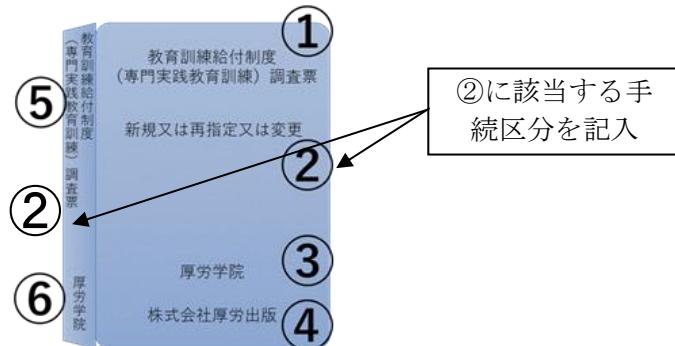
- ①タイトル：「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）調査票」
- ②手続の内容の別：「新規」「移行」「再指定」「変更」のいずれかの区分を記入。
- ③教育訓練施設名
- ④教育訓練実施者名（法人名）

【背表紙】

- ②手続の内容の別：「新規」「移行」「再指定」「変更」のいずれかの区分を記入。
- ⑤タイトル：「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）調査票」
- ⑥教育訓練施設名

提出書類を綴じるファイルの表紙及び背表紙の例

①、⑤のタイトルには括弧書きで (専門実践教育訓練) と記入



(5) 提出書類の編纂方法

- ① 様式第1号
- ② 以降、様式第2号から第5号までを仮講座番号ごとに綴る。

<仮講座番号の振り方>

新規、移行申請の場合は、希望講座ごとに 1001、1002、1003……

再指定申請の場合は、希望講座ごとに 4001、4002、4003……

変更申請の場合は、希望講座ごとに 6001、6002、6003……

- i) 仮番号1001 様式第2号
 - ii) 仮番号1001 様式第3号
 - iii) 仮番号1001 様式第4号
 - iv) 仮番号1001 様式第5号
 - ③ 様式第6号
 - ④ 様式第7号（再指定、変更のみ）
 - ⑤ 教育訓練施設の目的、組織、活動、入退学、受講・修了認定等に関する規則書
 - ⑥ 法人登記事項証明書（原本又は写し）
 - ⑦ 法人の定款又は寄附行為の写し
 - ⑧ 国又は地方公共団体の設置認可書の写し（大学・短期大学・大学院・高等専門学校、専修・各種学校のみ）
 - ⑨ 教育訓練施設に関する不動産登記事項証明書（原本又は写し）又は賃貸借契約書の写し
 - ⑩ 教育訓練講座の教育内容を公にした書類（生徒募集パンフレット又は印刷されたチラシ、募集要項、学生便覧、カリキュラム表等作成しているもの一式）
 - ⑪ 講座の実施日程表等
 - ⑫ 申請講座（養成課程）に関する国又は地方公共団体の認可書、指定書等の写し
 - ⑬ 機関別認証評価の結果及び専門職大学院又は専門職大学等の分野別認証評価の結果の写し（専門職学位課程及び専門職大学等の課程のみ）
 - ⑭ 奨学金制度及び教育訓練経費の割引・還元措置の内容を明らかにした書類
 - ⑮ 明示書（再指定対象講座のみ）
- 仮番号 1001（再指定の場合 4001）の様式第2号～第5号を綴ったら、次に仮番号 1002（4002）、1003（4003）…の様式第2号～第5号を綴る。

6 指定を受ける単位について

指定は講座ごとに行うものであって、教育訓練実施者や教育訓練施設全体に対して指定を行うものではありません。

講座の指定に当たっては、その講座が本校又は教室のいずれかで実施するかを問わず、講座名、訓練内容、実施方法、訓練期間、訓練時間（通信制は除く）、入学料及び受講料、使用する教材等が全て同一のものであれば、教育訓練の開始日が異なる講座であっても、原則として、これらを一つの講座として指定します。

【留意点】

講座名、訓練内容、実施方法、訓練時間、入学料、受講料、使用する教材等が同一であっても、訓練期間が異なる場合（例えば、同じ訓練内容の教育訓練講座について「3か月コース（週2回）」、「6か月コース（週1回）」の2コースがある場合）は、別の講座として指定を希望する必要があります。

ただし、実施曜日・開講月のみが異なるコース（例えば、通学制で同じ訓練内容の6か月で修了する教育訓練について、「毎週月曜・水曜・金曜の週3日間クラス」、「毎週火曜・木曜・土曜の週3日間クラス」の2コースがある場合や、開講月のみが異なるコースとして「4月開講コース」と「10月開講コース」の2コースがある場合）については、一つの講座として取り扱います（別々に指定手続を行う必要はありません）。

7 指定の可否のお知らせについて

指定希望の手続を行った講座について、大臣指定がなされた場合は厚生労働大臣名の「専門実践教育訓練講座指定等通知書」（郵送）により通知いたします。

指定されなかった場合においても、指定の可否結果通知時に書面によりお知らせします。

【留意点】

- ① 指定可否結果通知以前に、可否結果（可否の可能性を含む。）はお知らせしておりません。
- ② 指定適用日の1か月前までに結果通知が届かない場合は、郵便事故等も想定されるため、厚生労働省まで御連絡ください。
- ③ 不指定となった理由は、指定可否結果通知時に書面によりお知らせします。不明な点がある場合には、指定可否結果通知に記載されている方法で厚生労働省へ照会することができます。

8 講座指定に必要な調査等に係る個人情報の取扱いについて

厚生労働大臣宛てに御提出いただいた「専門実践教育訓練実施状況調査票」等に係る個人情報については、中央職業能力開発協会が厚生労働省から、教育訓練給付制度における講座指定に必要な調査等を行うために、委託を受けている範囲内においてのみ使用するものであって、これらの情報を委託されている事業の範囲を超えて使用することはありません。

なお、中央職業能力開発協会の個人情報に関する方針（個人情報保護ポリシー）については、ホームページ(<https://www.javada.or.jp/>)を御参照ください。

9 申請内容の取扱いについて

申請いただいた内容について、厚生労働省をはじめとする行政機関において、教育訓練給付制度の利用促進等の観点から必要に応じて共有・活用する場合があります。

V 指定後に行う諸手続

1 教育訓練実施者である法人の「変更」に関する手続

教育訓練実施者である法人の変更（法人の合併、分割、事業譲渡等。以下「合併等」という。）が予定される場合には、原則として、合併等前かつ申請期間中に旧教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から、専門様式第1号、第7号に加え、次の書類を提出することが必要です。

- ・合併等に係る取締役会等の議事録の写し
- ・合併等の契約書の写し
- ・法人登記事項証明書（法人が消滅する場合、消滅登記）
- ・その他必要な書類

ただし、法人の変更に際して、新規の法人を設立することなく、既設の法人かつ既に教育訓練実施者として教育訓練給付指定講座を運営している者に、教育訓練給付指定講座を含む事業を譲渡等する場合には、講座管理の都合上、旧教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から、指定講座等廃止届（専門様式第9号）を提出するのに合わせて、新たな教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から新規の指定手続を同時に行うことも必要です。

また、これらの手続は、合併等が行われる前かつ指定の時期である10月上旬から11月上旬（変更の適用は4月1日）及び4月上旬から5月上旬（変更の適用は10月1日）までに行なうことが必要です。法人設立に関する手続等の都合上、変更が行われる前の速やかなタイミングでは上記の書類を物理的に提出できない等の事情がある場合には、厚生労働省へ必ず申し出てください。

2 指定対象である講座の「変更」に関する手続

専門実践教育訓練実施者が、指定適用日後において講座の名称等を変更する場合は、変更項目内容に応じた手續が必要となります。

なお、変更に伴うデータ更新（具体的には各公共職業安定所（ハローワーク）に配備されている「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」等）は、年2回（4月、10月に）行っているため、専門実践教育訓練実施者が変更手続を行った時期と時間的なずれが生じる場合があります。また、指定講座の廃止手続後や指定期間満了後には指定内容の「変更」手続を行うことはできませんので御留意ください。

(1) 隨時申し出るもの

専門実践教育訓練実施者である法人の合併等が予定される場合には、原則として、指定講座の廃止手続が必要となりますので、事前に厚生労働省へ申し出てください。

また、次の①から⑬までの項目を変更する場合には、速やかに必要な書類を指定窓口機関へ提出する必要があります。

なお、本手続は、原則として、提出をもって変更が認められたこととなります。

- ① 教室の追加（不動産契約書等の手続が完了し、専門実践教育訓練を行うための設備等が整った後提出することが必要。）
- ② 教室で行う既指定講座の追加
- ③ カリキュラム（軽微なものに限る。）
- ④ 主任指導者

- ⑤ 実施方法「2通信」の内訳（1通信・2一部e-ラーニング・3e-ラーニングのみ）
 - ⑥ 開講月
 - ⑦ 専門実践教育訓練施設の所在地、電話番号
 - ⑧ 専門実践教育訓練実施者の名称、所在地（法人の合併等は除く。）、代表者名
 - ⑨ 教室の名称、所在地、電話番号
 - ⑩ 専門実践教育訓練施設と教室で行う施設事務の分担
 - ⑪ 販売活動等管理責任者
 - ⑫ 教育訓練経費の割引等の実施
 - ⑬ 施設責任者、苦情受付者、事務担当者
- (2) 指定の時期に事前手続するもの

次の①から⑦までの項目を変更する場合、原則として変更を行おうとする日から半年以上前の、10月上旬から11月上旬（変更の適用は4月1日）及び4月上旬から5月上旬（変更の適用は10月1日）までの受付期間内に必要な書類を指定窓口機関へ提出する必要があります。

なお、変更の可否については、「講座指定等通知書」により厚生労働大臣から通知します。変更は、この通知による変更日以降について認められることになりますので、余裕を持って手続を行ってください。

- ① 専門実践教育訓練施設の名称
- ② 訓練期間及び総訓練時間
- ③ 教育訓練経費（支給単位期間ごとの内訳、支払方法を含む。）
- ④ 教育訓練目標（ただし、以下(3)に該当する場合は新規申請手続が必要です。）
- ⑤ 入講時に設定する受講者要件
- ⑥ 受講認定基準及び修了認定基準
- ⑦ 専門実践教育訓練講座の名称

手続の詳細は、毎年4月上旬（10月変更分）及び10月上旬（4月変更分）に、厚生労働省ホームページに掲載しますので、専門実践教育訓練実施者はこれを確認し、受付期間内に調査票等を入手の上、案内に従って提出してください。

(3) その他

専門実践教育訓練の実施方法（通学制・通信制）、開講時間帯（昼間・夜間）、教育訓練目標・カリキュラム・総訓練時間・訓練期間・教育訓練経費等の大幅な変更その他変更前後の講座について同一であることが認められない場合は、新規指定手続が必要です。

【留意点】

- ① 各種の変更手続には、いずれも速やかに行う必要があります（事後承認は行いません）。

特に、専門実践教育訓練施設の所在地の変更手続を怠ると、厚生労働省から各施設に対して必要な文書が到達せず、重要な事項や必要な指導等が伝達されないこととなりますので、遅滞なく手続することが不可欠となります。なお、所定の必要な手続を所定期日までに行わなかったことにより、専門実践教育訓練実施者が受けた不利益については、厚生労働省は責任を負いかねますので御了承ください。

- ② 教育訓練経費については、受講者へのサービス等の実施により教育訓練経費を割

引等する場合には、当該割引等の額を差し引いた額で領収書を発行することが必要ですが、こうした販売方法を行う場合は、（1）⑫の届出が必要になります。しかし、その措置が一時的なものでなく、教育訓練経費の変更に該当する場合は、（2）④の教育訓練経費の変更手続が必要となります（なお、経費の変更については、変更前後の経費に一体性の認められない程度の大幅な変更の場合は、新規講座として手続することとなります）。

3 現況報告書について

現況報告書は、指定講座に係る実績（合格率、受講修了者による教育訓練への評価状況等）等の情報を定期的に報告していただくものです。報告された情報は「教育訓練講座検索システム」に掲載し、受講希望者等に広く情報提供するとともに、厚生労働省をはじめとする行政機関において、教育訓練給付制度の利用促進等の観点から、必要に応じて共有・活用する場合があります。

なお、この報告に虚偽の記載をした場合や報告を怠った場合等には、指定の取消し等となります。

【留意点】

- ① 「現況報告書」の具体的な報告時期・事項は、例年秋頃の通知により、前年度の実績について、専門様式第2号「7. 資格取得・就職状況等」に掲げる事項等を報告していただくことになりますので、指定後も引き続き上記事項について的確に把握することが必要です。
- ② 「現況報告書」は空欄で報告された場合であってもそのままの内容で情報提供がなされますので御留意ください。なお、空欄が相当に多い場合や、空欄であることにつき正当な理由がないと判断される場合、内容に虚偽があったと認められる場合等には、指定の取消し等となります。また、この様式に記載された報告書の内容は「明示書」として受講者等に示すことも必要になりますので御留意ください。
- ③ 「現況報告書」により報告を求める事項は、前年度の受講修了者に関する指定講座の実績等です。なお報告対象は全ての受講修了者であり、教育訓練給付制度の利用希望者のみの実績ではありません。

4 既に指定されている講座の再指定希望手続

専門実践教育訓練実施者が厚生労働大臣指定を受けた講座の指定有効期間の終了後も引き続き当該指定講座の指定を希望する場合は、指定有効期間が終了する半年前に再指定希望手続を行うことが必要です（自動的に指定有効期間が延長されるものではありません。また調査票等の提出をもって再指定が認められるものではありません）。

【留意点】

- (1) 再指定希望手続の受付期間について
 - ① 厚生労働大臣の再指定は、原則として毎年4月1日と10月1日の年2回行います。再指定希望手続の受付期間は、新規指定希望の場合と同じです。
 - ② 上記設定期間以外は受け付けておりませんので、必要書類を提出される際には御留意ください。

(2) 指定有効期間について

- ① 指定有効期間は、原則として指定適用日から3年間です。
- ② 指定期間が間もなく満了する旨のお知らせはありません。
- ③ 指定有効期間内にあっても、専門実践教育訓練実施者又は当該専門実践教育訓練が指定基準に適合しなくなった場合には、指定の取消し等を行います。
- ④ 制度改定等に伴い、指定有効期間終了日に変更が生じる場合がありますので、御留意ください。
- ⑤ 指定有効期間内に受講を開始した受講者は、専門実践教育訓練給付金の支給対象となります。

5 指定講座の廃止手続

- (1) 指定有効期間中に専門実践教育訓練実施者側の理由により指定講座を廃止する場合（教室の一部廃止及び講座の運営を取りやめる場合を含む。）、専門実践教育訓練実施者は、当該講座の受講中の者に対して必要な代替措置をとらせ、所期の訓練目標に到達できるようにする必要があります。
- (2) 専門実践教育訓練実施者は、指定講座の廃止を行う場合、十分な時間的余裕を持って、中央職業能力開発協会を経由して廃止届を提出することが必要です。なお、様式は、厚生労働省ホームページに掲載されています。
- (3) 専門実践教育訓練実施者である法人の合併等により、新規の法人を設立することなく、既設の法人かつ既に教育訓練実施者として教育訓練給付指定講座を運営している者に、教育訓練給付指定講座を含む事業を譲渡等する場合、旧専門実践教育訓練実施者の教育訓練施設責任者から廃止届を提出した上で、合併等後の新たな専門実践教育訓練実施者の教育訓練施設責任者が改めて新規の講座指定に必要な手続を行う必要があります。
- (4) 講座の廃止手続を提出しても、記載した廃止年月日より前に受講を開始した受講生については、所定の支給要件を満たせば専門実践教育訓練給付金の支給の対象となります。

VI 広告・募集時の留意点

厚生労働大臣指定を希望する講座及び指定を受けた講座に関する広告等については、当制度の適正かつ安定的な運営のためにも受講者に誤解等を与えることのないようお願いします。

1 指定講座の生徒募集上の留意点について

受講希望者が、講座選択の際に教育訓練給付制度の内容について誤解をしやすい表現は厳に慎んでください。

例えば、広告募集等を行う際に次のような表現や勧誘等を行うことは、制度運営上不適切なものであり、指定取消し等の対象となりますので十分注意してください。

なお、次に掲げた例はあくまで不適切表現の一例です。専門実践教育訓練給付制度に関して不正を前提とした又は誘発するような勧誘、不適切な説明による強引な勧誘等を行った場合は指定取消し等の対象となります。

〈不適切な表現の例〉

■制度内容の誤解を生じやすく、正確な表現が必要であるケース

(1) 指定を受ける単位に関して誤った内容であるケース

- × 「厚生労働大臣指定校である」
- × 「スクールとして大臣指定がされている」

《改善例⇒》

- 「専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定講座を運営する教育訓練施設である」
- 「専門実践教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定講座を運営するスクールである」

《不適切である理由》

専門実践教育訓練給付制度では、指定の単位が、教育訓練施設全体ではなく講座ごとであり、講座によっては指定されていない場合があります。

(2) 一定の支給要件のもと給付されることの説明の不足や欠如のケース

- × 「受講すれば必ず支給される」
- × 「誰でも必ず給付される」
- × 「国、公共職業安定所（ハローワーク）から受講料の7割が還付される」

《改善例⇒》

- 「専門実践教育訓練給付制度の指定講座を受講及び修了した場合、実際に本人が支払った教育訓練経費の一定割合が支給（給付）される（上限あり）」
- 「一定の条件を満たした方に支給される（詳細は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください）」

《不適切である理由》

一定の被保険者期間等の要件があり、受講及び修了すれば必ず支給されるわけではありません。

なお、専門実践教育訓練給付金は雇用保険から支給されるものであり、国が還付するという性質のものではありません。

(3) 誤った制度内容の紹介を行っているケース

- × 「受講修了時点で指定講座であれば支給される」

《不適切である理由》

受講開始時点で、指定講座であることが支給要件の一つです。

- × 「家族（他人）が受講した場合でも本人に支給される」

《不適切である理由》

受講した本人に対する給付です。

(4) その他不適切なケース

- × 「この講座は受講料〇〇円、うち自己負担〇〇円、給付金支給〇〇円」

《不適切である理由》

専門実践教育訓練給付金は支給要件を満たしている者が、あらかじめ定められたカリキュラムや受講・修了認定基準等に従い受講及び修了し、所要の手続を行った場合に支

給されるものであり、必ず支給されるものではありません。

- ×（指定申請中に）「専門実践教育訓練給付制度指定講座」
- ×「○年○月から指定予定」

《不適切である理由》

指定希望手続書類等を提出した段階では、単に指定希望の手続を行っただけにすぎず、指定の可否は分からぬ状態であるため、厚生労働省が各教育訓練実施者宛てに送付する「専門実践教育講座指定等通知書」が到達するまでは「専門実践教育訓練給付制度指定講座」として生徒募集（パンフレット、ホームページ等）を行うことはできません。

なお、「指定申請中」等と生徒募集を行う際は、指定希望手続書類等を提出した段階では、指定の可否は分からぬ状態であることに留意し、受給・受講希望者に対して教育訓練施設から十分な説明を行ってください。

- ×「（一般教育訓練又は特定一般教育訓練として指定されているにもかかわらず）専門実践教育訓練給付金の支給対象訓練です。」

《不適切である理由》

専門実践教育訓練給付金の支給対象となるには、一般教育訓練又は特定一般教育訓練とは別に厚生労働大臣の指定が必要となります。専門実践教育訓練と一般教育訓練又は特定一般教育訓練とでは、給付の内容が異なるため、受講希望者・受講者に誤解を与えることとなります。

- ×「専門実践教育訓練給付制度の支給対象者○○円、一般受講者○○円」

《不適切である理由》

専門実践教育訓練給付制度の支給対象者が受講する場合に教育訓練経費を一般受講者に比して高価に設定する妥当な理由はなく、同一の講座について二つの価格を設定することは本来あり得ません。

- ×「奨励金等を支給しますので、最終的には本人の自己負担は生じません（又は自己負担は少なくなります）」

- ×「自己負担額ゼロ円」

- ×「パソコン無料贈呈」

- ×「パソコンを半値で販売いたします」

- ×「パソコン無償貸与（修了後（割引）買取制度あり）」

《不適切である理由》

名称のいかんを問わず、「奨励金」、「推奨金」、「合格祝金」、「スキルアップ費」等による金銭等の還元的な給付又はパソコン等の器材、教材、景品その他の物品等の無償供与若しくは割引販売等により、教育訓練経費の実質的な還元等を行う場合、こうした還元等に係る費用は、専門実践教育訓練給付金の支給の基礎となる教育訓練経費に含まれず、こうした還元等に係る費用を含めて専門実践教育訓練給付金を申請・受給した場合には不正受給に該当します。なお、専門実践教育訓練給付金は本人が実際に支払った費用の一部を支給するものであって、「自己負担が生じない」等の内容は明らかに制度の趣旨に適合しません。

■事実無根につき、行ってはいけないケース

- × 「厚生労働省（又は関係機関）が提供する講座のため、受講しなければならない」
- × 「受講すれば、厚生労働省（又は公共職業安定所（ハローワーク））から仕事の紹介がある」
- × 「受講名簿にあなたの名前が登録されている。受講しない限り名簿から削除されない」
- × 「受講すれば国家資格が取得できる」

2 販売代理店等の活用に当たって

- (1) 販売代理店等を活用する場合、販売代理店等が行う勧誘行為等の一切の責任（トラブル処理を含む。）を教育訓練実施者が負うことになります。販売代理店等が行った不適切な行為によって、当該教育訓練実施者が運営する全ての講座指定が取消し等の対象になります。
- (2) 厚生労働省による指導があった場合であって、引き続き当該制度の信頼を失墜させる行為が判明した場合は、指定の取消し等を含めた厳正な対処を行います。
- (3) 販売代理店等を含めた不適正な販売活動等がないよう、専門実践教育訓練実施者は、基準に示された措置等を徹底し、万全を期するようしてください。

VII 指定の取消し

指定有効期間内であっても、専門実践教育訓練実施者又は当該専門実践教育訓練が前記Ⅲの指定基準に適合しなくなった場合には、指定の取消し等を行います（次の1及び2は例示であり網羅的な取消し事由を明示したものではありません）。また、現況報告書の提出に応じない場合その他指定講座として適正でないことが判明した場合には、指定の取消し等を行います。

不適正な行為等により指定の取消しを受けたものは、当該指定取消しの日から起算して5年間は指定を受けることができません。

1 教育訓練実施者が指定基準に適合しなくなった場合

- (1) 専門実践教育訓練実施者の能力、組織等に関する事項について次のいずれかの場合
 - ア 破産等により、講座を継続的に安定して遂行し得る能力を有さなくなった場合
 - イ 不正行為により国又は地方公共団体による不利益処分等を受けた場合
 - ウ 当該専門実践教育訓練を適切に実施するための組織及び設備を有さなくなった場合
- (2) 専門実践教育訓練給付の支給等に必要な事務に関する事項について次のいずれかの場合
 - ア 受講者が専門実践教育訓練給付金の支給を申請する場合に必要な証明を怠った又は偽りの証明をした場合
 - イ 「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）関係手引」に記載する専門実践教育訓練実施者が行う事務を怠った又は不適切に行った場合
 - ウ 事業実施状況等、必要な報告を怠った又は虚偽の報告を行った場合
 - エ 講座の実施状況等に対する照会等に対して誠実な対応がない場合
 - オ 講座の内容等に関する変更について必要な手続を行わなかった場合

- (3) 明示書・現況報告書に関する事項について次のいずれかの場合
 - ア 明示書の受講希望者等への交付を怠った場合
 - イ 明示書や現況報告書に虚偽の記入を行った場合
- (4) 専門実践教育訓練給付制度の適正な実施、販売活動等に関する事項について次のいずれかの場合
 - ア 専門実践教育訓練給付制度の適正な実施に協力しない場合
 - イ 厚生労働省が行う調査等に協力しない場合や厚生労働省が命じる報告又は文書の提出に応じない場合
 - ウ 厚生労働省が行う助言や指導を受けることを合理的な理由を有さず拒むことや、必要とされる対応を行わない場合
 - エ 広告及び営業活動等の際、厚生労働省の関係機関である等虚偽の説明を行い、講座受講を強要させるケースや、誤解を生じさせる教示や不適切な教示等、専門実践教育訓練給付制度に対する信頼を失墜させる行為を行った場合
 - オ 同一内容の教育訓練について、受給資格がある者とそれ以外の受講者との間で異なる料金設定を行った場合
 - カ 販売代理店等への監督措置を怠った場合
- (5) その他専門実践教育訓練給付制度に関して不正な行為を行った場合

2 教育訓練が指定基準に適合しなくなった場合

- (1) 他の同種の講座や、当該資格試験の一般的な合格率等からみて、当該専門実践教育訓練の効果が十分でないと判断される場合
- (2) 当該専門実践教育訓練の効果について適切に検証措置を講じていないと認められる場合
- (3) 不適正な販売活動等が確認された場合
- (4) 指定基準の改正又はその具体的な取扱いの変更があった結果、既に指定を受けている専門実践教育訓練講座が指定基準等を満たさなくなった場合